

# 南アルプス市国民保護計画

令和3年12月

南アルプス市



# 〔目 次〕

## 第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章 市の事務又は業務の大綱等	5
1 市の事務又は業務の大綱	6
2 関係機関の連絡先	6
第4章 市の地理的、社会的特徴	7
1 市の自然的条件	7
2 市の社会的条件	8
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	12
1 武力攻撃事態	12
2 緊急対処事態	13

## 第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	15
第1 市における組織・体制の整備	15
1 市の各部局における平素の業務	15
2 市職員の参集基準等	16
3 消防機関の体制	18
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	18

第2章	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的考え方	19
2	県との連携	19
3	近接市町村との連携	20
4	指定公共機関等との連携	20
5	自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援	21
第3章	通信の確保	22
1	非常通信体制の整備	22
2	非常通信体制の確保	22
3	アマチュア無線局の活用	23
4	電気通信設備の優先使用	23
第4章	情報収集・提供等の体制整備	24
1	基本的考え方	24
2	警報等の伝達に必要な準備	24
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	27
第5章	研修及び訓練	27
1	研修	27
2	訓練	28
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1	避難に関する基本的事項	30
2	避難実施要領のパターンの作成	32
3	救援に関する基本的事項	33
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	33
5	避難施設の指定への協力	34
6	地区に関する情報の整備等	34
7	避難行動要支援者の把握等	34
8	避難住民の受入態勢	34
9	生活関連等施設の把握等	34
10	応急仮設住宅等の供給体制の整備	35
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	36
1	市における備蓄	36
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	36
第4章	国民保護に関する啓発	38
1	国民保護措置に関する啓発	38
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	38

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	39
1 事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置	39
2 市対策本部に移行する場合の調整	41
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	41
第2章 市対策本部の設置等	43
1 市対策本部の設置	43
2 通信の確保	48
第3章 関係機関相互の連携	54
1 国・県の対策本部との連携	54
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	54
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	55
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	55
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	56
6 市の行う応援等	56
7 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等	56
8 住民への協力要請	57
第4章 警報及び避難の指示等	58
第1 警報の伝達等	58
1 警報の内容の伝達等	58
2 警報の内容の伝達方法	59
3 警報の解除等	60
4 緊急通報の伝達及び通知	60
第2 避難住民の誘導等	60
1 避難の指示の通知・伝達	61
2 避難実施要領の策定	61
3 避難住民の誘導	64
4 武力攻撃事態等における避難の種類と対応	67
5 避難住民に期待される行動	70
第5章 救援	74
1 救援の実施	74
2 関係機関との連携	74
3 救援の内容	75
4 要配慮者に対する配慮	75
5 健康への配慮	76

<b>第6章 安否情報の収集・提供</b> .....	77
1 安否情報の収集 .....	77
2 県に対する報告 .....	78
3 安否情報の照会に対する回答 .....	78
4 日本赤十字社に対する協力 .....	79
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b> .....	80
<b>第1 武力攻撃災害への対処</b> .....	80
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 .....	80
2 武力攻撃災害の兆候の通報 .....	80
<b>第2 応急措置等</b> .....	80
1 退避の指示 .....	81
2 警戒区域の設定 .....	82
3 応急公用負担等 .....	83
4 消防に関する措置等 .....	84
<b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b> .....	86
1 生活関連等施設の安全確保 .....	86
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 .....	86
<b>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</b> .....	87
1 武力攻撃原子力災害への対処 .....	87
2 核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた攻撃による災害への対応 .....	88
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b> .....	92
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b> .....	93
1 保健衛生の確保 .....	93
2 廃棄物の処理 .....	94
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b> .....	95
1 生活関連物資等の価格安定 .....	95
2 避難住民等の生活安定等 .....	95
3 生活基盤等の確保 .....	95
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b> .....	96
1 国民保護法で規定される特殊標章等 .....	96
2 特殊標章等の交付及び管理 .....	96
3 特殊標章等に係る普及啓発 .....	97

## 第4編 復旧等

第1章 応急の復旧 .....	98
1 基本的考え方 .....	98
2 公共的施設の応急の復旧 .....	98
第2章 武力攻撃災害の復旧 .....	99
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 .....	100
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 .....	100
2 損失補償及び損害補償 .....	100
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん .....	100
4 受援等に関する費用の支弁 .....	100
5 起債の特例 .....	101

## 第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態 .....	102
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 .....	102
3 通報及び初動体制 .....	102
4 現場における救助活動 .....	102

## 資 料 編

### 〔関係機関等〕

○関係機関連絡先一覧	103
○山梨県市長会構成13市連絡先一覧	105
○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧	106
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧	107
○南アルプス市国民保護協議会委員名簿一覧	108
○市対策本部長等の代替職員	109

### 〔救 援 施 設〕

○指定避難施設一覧	110
○給水施設・設備等一覧	115
○関係医療機関一覧	116
○飛行場外離着陸場等一覧	120
○ヘリコプター主要発着場一覧	120
○自衛隊宿泊予定施設一覧	122
○応急仮設住宅建設候補地一覧	123

### 〔消 防 関 係〕

○消防力の現況	124
○消防水利一覧	125
○地区別危険物施設設置状況一覧	125

### 〔応援協定等〕

○応援協定等一覧	126
----------	-----

### 〔様 式〕

○安否情報関係様式	130
・様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	130
・様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）	131
・様式第3号 安否情報報告書	132
・様式第4号 安否情報照会書	133
・様式第5号 安否情報回答書	134
○被災情報の報告様式	135

## 〔条 例 等〕

○南アルプス市国民保護協議会条例 .....	136
○南アルプス市国民保護対策本部及び南アルプス市緊急対処事態対策本部条例 .....	137
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び 方法の基準 .....	139

## 〔そ の 他〕

○火災・災害等即報要領 .....	146
○特殊標章及び身分証明書 .....	165
○用語集 .....	166

## 【別 添】

○避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）	171
I 弾道ミサイル攻撃の場合	172
II ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	174
1 比較的時間的な余裕がある場合	175
2 昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難	178
3 市中心部における化学剤を用いた攻撃の場合	179
III 着上陸侵攻の場合	182
IV 避難誘導における留意点	183
1 各種の事態に即した対応	183
2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化	183
3 住民に対する情報提供の在り方	184
4 高齢者、障害者等への配慮	184
5 安全かつ一定程度の規律を保った避難誘導の実現	185
6 学校や事業所における対応	186
7 民間企業による協力の確保	186
8 住民の「自助」努力による取組みの促進	186
○避難実施要領のイメージ	188
○避難実施要領のパターン	189

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、南アルプス市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第5条で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

資料編 ○南アルプス市国民保護協議会委員名簿一覧 (P108)
---------------------------------

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指

定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 【外国人への国民保護措置の適用】

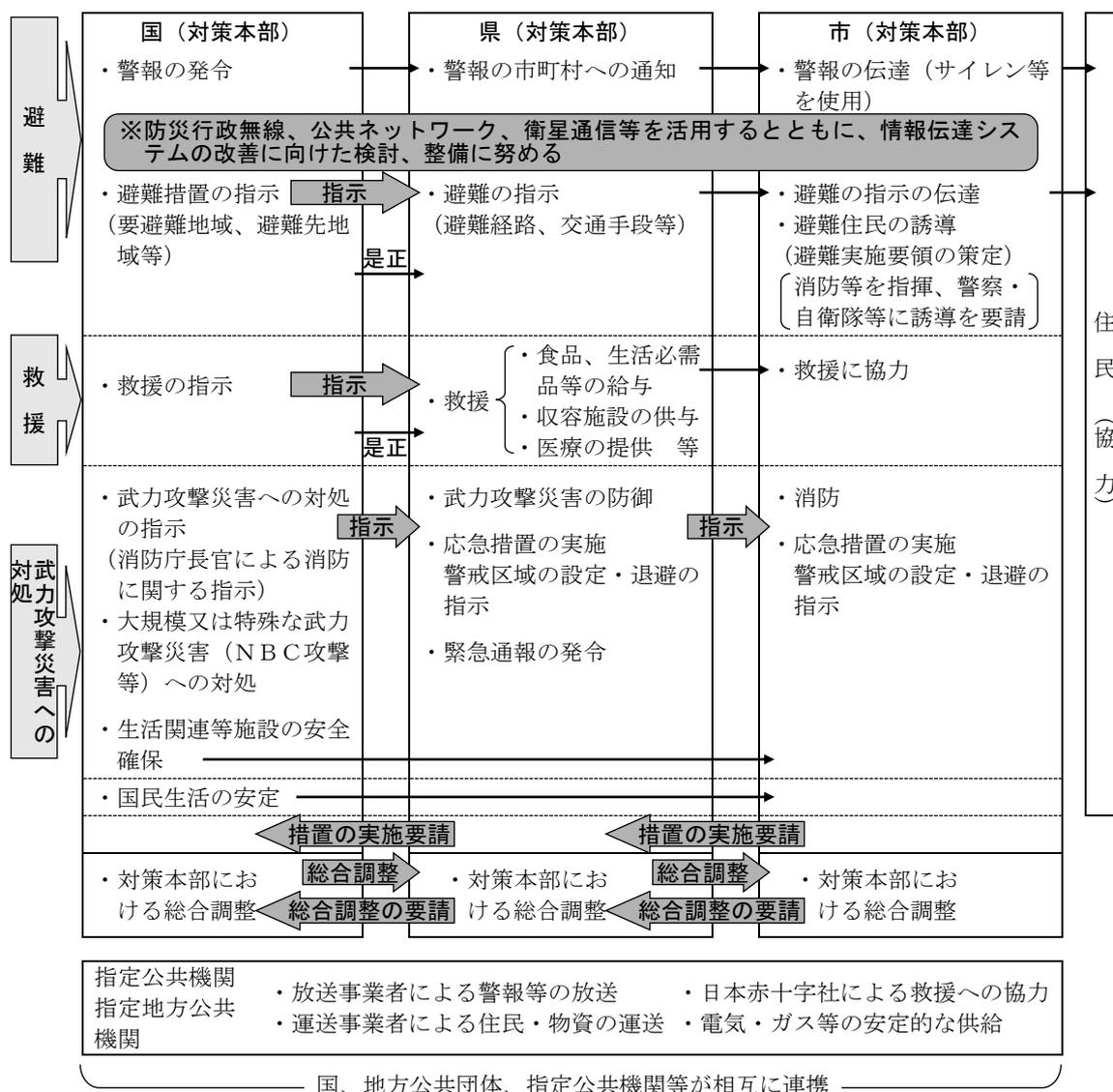
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の全体の仕組みを図示すると、次のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



## 1 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"><li>1 国民保護計画の作成</li><li>2 国民保護協議会の設置、運営</li><li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li><li>4 組織の整備、訓練</li><li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li><li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li><li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li><li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li><li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li></ol>

## 2 関係機関の連絡先

資料編に掲げるとおりとする。

資料編	○関係機関連絡先一覧 (P103)
	○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧 (P106)
	○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧 (P107)

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1 市の自然的条件

#### (1) 地形

本市は、山梨県の西側、南アルプス山麓に位置し、西は長野県伊那市に接し、南は早川町、増穂町等のほか静岡県静岡市にも一部接している。

本市は、南アルプスの主峰北岳を頂点として東西に細長い形をし、日本第2位の高峰である北岳を始め、間ノ岳、農鳥岳、仙丈ヶ岳、鳳凰三山、甲斐駒ヶ岳など、3,000メートル級の山々が連なり、その麓を流れ富士川にそそぐ御勅使川、滝沢川、坪川の3つの水系沿いに市街地が広がっている（別図参照）。

このような地勢にあるため、本市の各河川は、高峻な山岳から短い流路延長を比較的急勾配で、しかも脆弱な御坂層を流下するため、出水の都度多量の土石を伴って流れ、下流緩流部に堆積する。また、甲西地区・若草地区内において典型的な天井川を形成しているため、大雨が降ると、しばしば浸水、冠水等の水害を被ってきた。

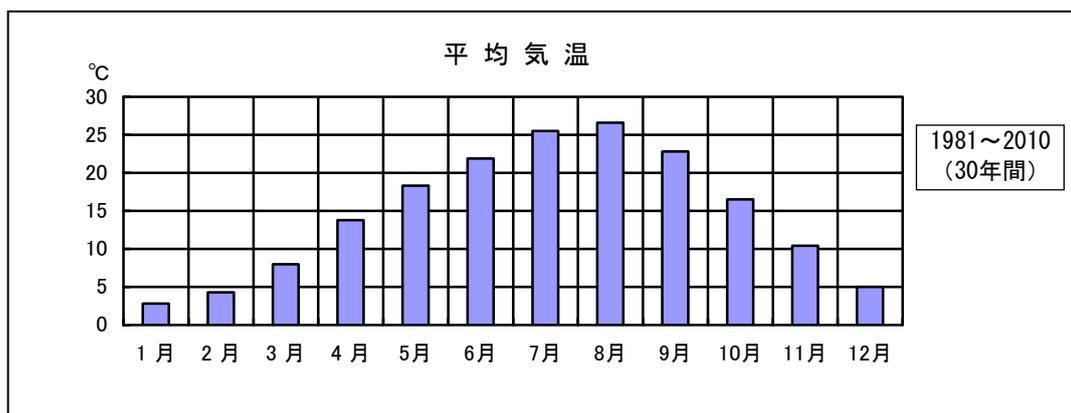
また、芦安地区は、地区の約97%が森林原野であり、その全域が傾斜度15度以上で、30度を超える急傾斜地が84.5%を占めている。このような地形や地質により、御勅使川、野呂川流域を中心として土石流発生危険区域や急傾斜地危険区域等の災害危険指定区域が全域にわたっており、集中豪雨、局地的豪雨による危険地域が各所に散在している。

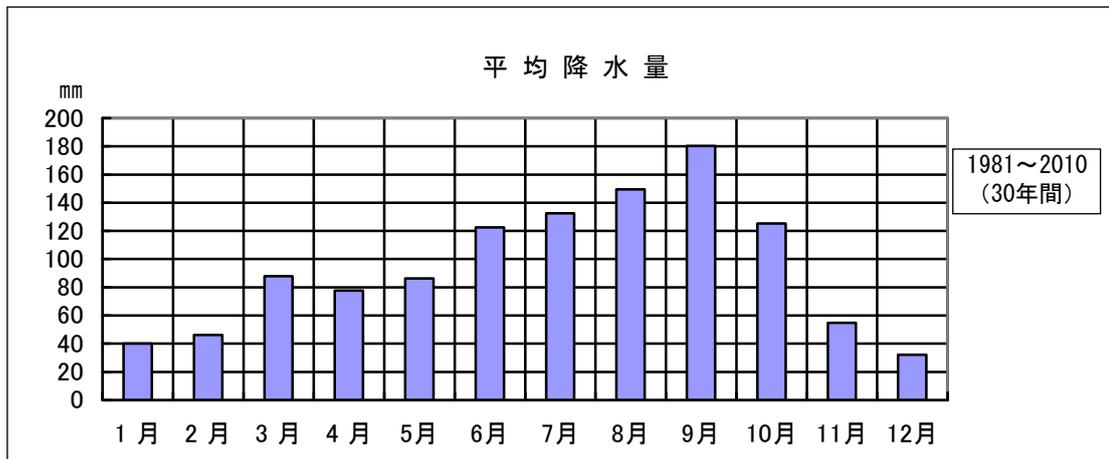
#### (2) 気候

夏は最高気温が40℃近くに、また冬は最低気温が-10℃近くになることもあるなど、夏の暑さと冬の冷え込みが厳しいという盆地特有の内陸性気候である。

年間平均降水量は、台風の襲来の回数等によって変動はあるものの、ほぼ1,000mm前後と、概して少ない。

月別平均気温及び降水量





## 2 市の社会的条件

### (1) 人口分布

平成15年4月1日、4町2村の合併に伴い、本市の人口は7万人を超える規模となった。

また、中部横断自動車道の開通により、中央自動車道双葉ジャンクションまで車で5分、静岡県まで1時間弱という利便性もあり、本市の人口は増加傾向にある一方、核家族化の進行や少子化傾向等により、1世帯当たりの人数は減少傾向にある。

なお、老年人口の占める割合は年々増加傾向にあり、県の割合まではいっていないものの、全国の割合を上回っているものとなっている。

平成27年の国勢調査から、昼夜別人口を見ると、夜間人口は70,828人、昼間人口は63,698人（昼夜間人口比：89.93%）となっており、流出人口が流入人口を若干上回っている状況にある。

また、人口密度は、本市の自然的条件により、市街地と山岳地域では高低の差がかなりある（別表参照）。

### 人 口 等 の 推 移

年	人 口	増 加		世帯数	1世帯当 たり人数	老 年 人 口			
		数	率			人 口	割 合	県 割 合	全国割合
	人	人	%		人	人	%	%	%
昭和55年	54,123	2,434	4.71	13,510	4.01	7,249	13.4	11.6	9.1
60	58,298	4,175	7.71	15,163	3.84	8,267	14.2	12.9	10.3
平成2年	62,352	4,054	6.95	16,684	3.74	9,719	15.6	14.8	12.0
7	67,554	5,202	8.34	19,456	3.47	11,220	16.6	17.1	14.5
12	70,116	2,562	3.79	21,594	3.25	12,530	17.9	19.5	17.3
17	72,055	1,939	2.77	23,316	3.09	13,821	19.2	21.9	20.1
22	72,635	580	0.80	24,500	2.96	15,531	21.4	24.5	23.0
27	70,828	-1,807	-2.5	25,135	2.82	17,616	24.9	28.0	26.8
令和2年	69,459	-1,369	-2.0	26,059	2.67	19,302	27.8	30.4	28.0

注 国勢調査

## (2) 道路の位置

中部横断自動車道が2021年夏、山梨県側の87kmの開通により、中央自動車道まで5分、新東名高速道路清水ジャンクションまで1時間弱及び新山梨環状道路南部区間の整備により、中央自動車道甲府南ICまで10分余りと、利便性が向上した。

また、国道52号（甲西バイパス）が南北を結ぶ基幹道路として市街地を通過しているほか、主要地方道の甲府南アルプス線、韮崎南アルプス中央線、甲斐早川線等が近隣市町を、また市道が市内各地区を有機的に結んでいる。

更に、中部横断自動車道の市内には、南アルプスインターチェンジと白根インターチェンジがある（別図参照）。

### 市内主要路線一覧

区分	路線名	起終点	実延長km	経過地
高速自動車国道	中部横断自動車道	甲斐市～静岡市	87	南アルプス市、富士川町、身延町、南部町
自動車専用道路	新山梨環状道路	南アルプス市～甲府市	7	中央市
一般国道	国道52号	南部町（県界）～甲府市	82.9	身延町、富士川町、南アルプス市、韮崎市
主要地方道	甲府南アルプス線	甲府市～南アルプス市	18.2	甲斐市
	韮崎南アルプス中央線	韮崎市～中央市	36.7	南アルプス市
	甲斐早川線	甲斐市～南アルプス市	13.4	
	富士川南アルプス線	富士川町～南アルプス市	3.4	
	南アルプス公園線	南アルプス市～身延町	58.2	早川町
	今諏訪北村線	南アルプス市～南アルプス市	6.1	
	韮崎南アルプス富士川線	富士川町～韮崎市	18.9	南アルプス市

## (3) その他

国民保護法で定める生活関連等施設としては、各地区に浄水場や配水池があるほか、消防法で定める危険物貯蔵所等が各地区に所在している。

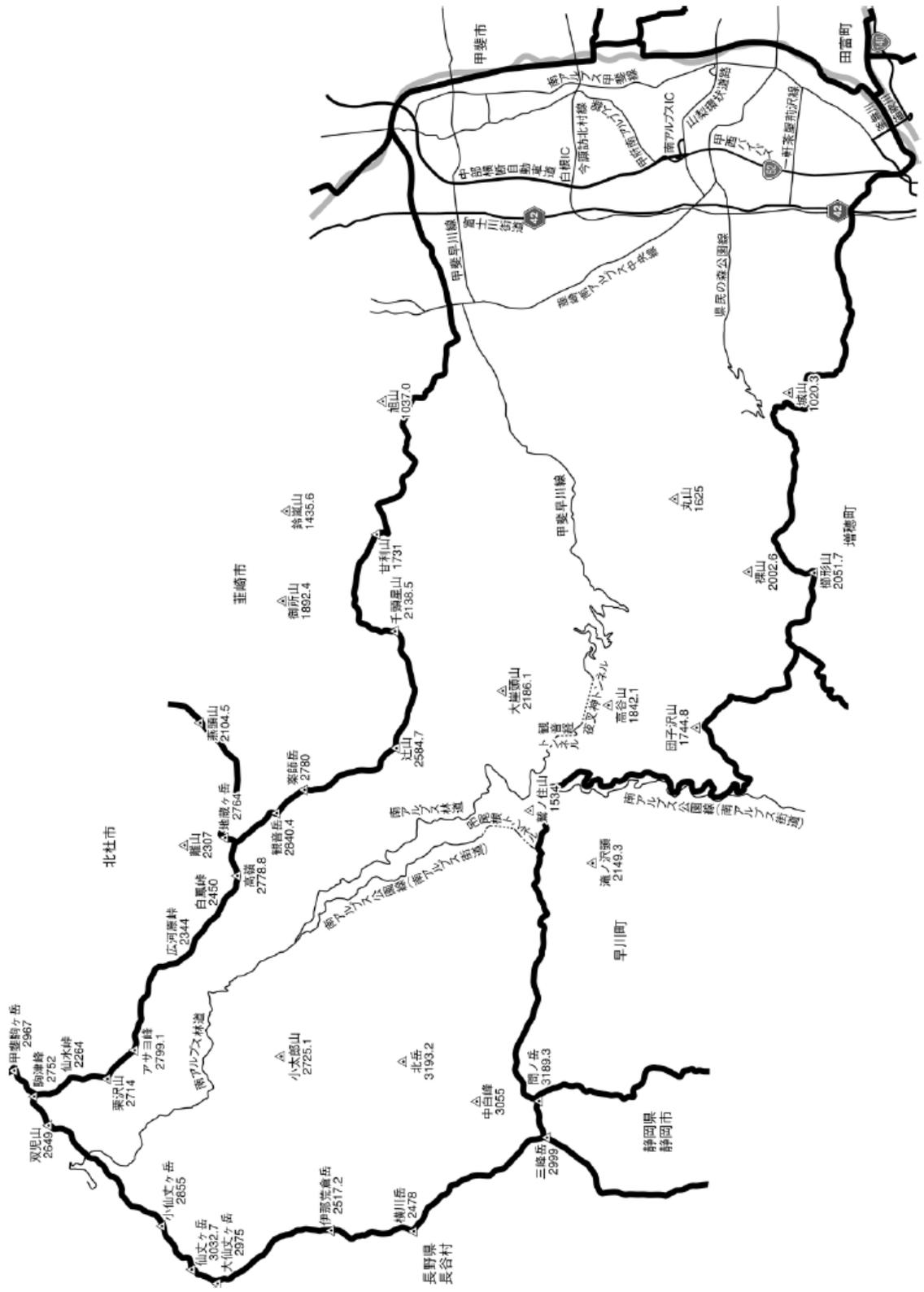
資料編 ○地区別危険物施設設置状況一覧 (P125)

## 別表

## 字別人口密度

大字名	人口 (人)	面積 (㎡)	人口密度 (人/㎢)	大字名	人口 (人)	面積 (㎡)	人口密度 (人/㎢)
六科	1,633	1,307,337	1,248.1	平岡	304	4,240,815	71.7
野牛島	2,141	1,976,637	1,083.1	上宮地	1,054	2,415,217	436.4
上高砂	1,038	659,143	1,574.9	曲輪田	980	2,678,571	365.9
下高砂	847	597,912	1,416.4	上野	122	310,023	393.5
徳永	893	1,208,611	738.9	中野	310	3,286,020	94.3
榎原	894	545,967	1,637.4	上市之瀬	347	2,328,389	149.0
飯野	3,959	4,127,837	959.1	下市之瀬	416	925,319	449.6
在家塚	1,512	1,636,021	924.2	あやめが丘	627	150,305	4,171.7
百々	3,919	2,434,407	1,609.8	上今井	752	642,339	1,170.8
上八田	1,392	1,264,114	1,100.9	吉田	1,779	1,090,978	1,630.6
西野	2,536	2,522,981	1,005.2	十五所	974	792,396	1,229.2
上今諏訪	1,266	1,128,327	1,122.0	沢登	984	791,112	1,243.8
下今諏訪	484	906,455	533.9	下宮地	821	311,344	2,637.3
飯野新田	802	781,421	1,026.4	江原	1,094	672,516	1,626.8
曲輪田新田	413	402,344	1,026.6	秋山	169	1,284,184	131.6
築山	61	1,161,505	52.5	湯沢	309	1,151,475	268.3
有野	2,792	2,603,782	1,072.3	塚原	268	556,468	481.6
塩前・大嵐・ 須沢・駒場	290	3,410,069	85.0	川上	376	338,106	1,112.1
芦倉	203	32,957,636	6.2	荊沢	983	696,119	1,412.2
安通	55	7,505,633	7.3	大師	524	494,431	1,059.9
下今井	1,146	784,480	1,460.8	清水	160	199,586	801.6
鏡中條	2,140	1,788,533	1,196.5	宮沢	338	439,690	768.8
寺部	1,608	1,393,593	1,153.8	戸田	490	685,405	714.9
十日市場	1,270	1,126,506	1,127.4	田島	957	561,536	1,704.4
加賀美	1,666	1,026,448	1,623.1	西南湖	940	1,154,552	814.1
藤田	4,032	1,841,283	2,189.8	和泉	262	580,763	451.1
浅原	1,562	384,679	4,060.3	東南湖	1,542	1,611,339	957.0
小笠原	5,860	1,704,697	3,437.6	鮎沢	740	494,260	1,497.1
山寺	1,999	720,571	2,774.1	古市場	939	340,100	2,761.0
桃園	2,188	1,816,567	1,204.4	落合	1,580	1,239,910	1,274.3
高尾	4	2,551,277	1.6				

別図



## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、国の基本指針に記述されている類型において、山梨県の地域特性などを考慮して、首都圏を標的とした弾道ミサイルの弾着を第1に想定している。

想定された事態の順位は、次のとおりである。

順位	特徴	留意点
1	弾道ミサイル攻撃	<p>(1) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> <li>○ NBC弾頭は、大量無差別の殺傷や広範囲にわたる汚染等を生じるとともに、心理的にも大きな影響を及ぼし、大規模な被害を与える。</li> <li>○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>(2) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</li> </ul>
2	ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>(1) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿にするためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダムなどに対する注意が必要である。</li> <li>○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物取扱施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、放射性物質を混入した爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</li> </ul> <p>(2) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域におい</li> </ul>

		<p>ては、市（消防機関を含む。）と県、警察及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
3	航空攻撃	<p>(1) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> <li>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</li> <li>○ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> <li>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>(2) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</li> </ul>
4	着上陸侵攻	<p>(1) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</li> <li>○ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li> <li>○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li> </ul> <p>(2) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</li> </ul>

## 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、国の基本指針に記述されている類型について、山梨県の現状を考慮し想定される緊急対処事態の類型は、次のとおりである。

区分	想定される事態例	事態例及び被害の概要
(1) 攻撃対象施設等による分類	ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>(ア) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>② ダムの破壊</li> </ul> <p>(イ) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合は、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> <li>② ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大となる。</li> </ul>
	イ 多数の人が集まる施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p>(ア) 事態例</p> <p>大規模集客施設等の爆破</p> <p>(イ) 被害の概要</p> <p>爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大となる。</p>
(2) 攻撃手段による分類	ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<p>(ア) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市街地、大規模集客施設におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>② 水源地に対する毒素等の混入</li> <li>③ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>④ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> </ul> <p>(イ) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般に化学剤は、広範囲に拡散、低迷、滞留し、空気より重いサリン等の神経剤は無色無臭で目に見えず拡散し、被害が短時間で発生する。</li> <li>② 生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>③ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、放射能汚染を引き起こし、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</li> </ul>
	イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<p>(ア) 事態例</p> <p>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p> <p>(イ) 被害の概要</p> <p>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定める。

##### 1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備に係る業務を行う。

##### 市の各部局における主な平素の業務

部 局 名	平 素 の 業 務
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"><li>・市国民保護協議会の設置・運営に関する事。</li><li>・市国民保護協議会本部の組織の整備に関する事。</li><li>・避難実施要領のパターンの作成に関する事。</li><li>・国民保護措置についての訓練に関する事。</li><li>・安否情報の収集・報告体制の整備に関する事。</li><li>・情報の収集・提供体制の整備に関する事。</li><li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。</li><li>・特殊標章等の（消防本部所管のものを除く。）交付等に関する事。</li><li>・住民への啓発に関する事。</li><li>・避難及び救援等に必要な物資及び資材の備蓄・整備に関する事。</li><li>・公共施設の安全対策に関する事。</li><li>・自主防災組織への必要な支援に関する事。</li><li>・情報通信機器・OA機器類の安全対策に関する事</li><li>・庁有車両の運行・管理に関する事。</li><li>・市民税、固定資産税等の減免、納税猶予に関する事。</li></ul>
総 合 政 策 部	<ul style="list-style-type: none"><li>・正副本部長との情報連絡体制に関する事。</li><li>・住民への広報体制の整備に関する事。</li><li>・報道機関との連絡体制の整備に関する事。</li></ul>
市 民 部	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難施設の運営体制の整備に関する事。</li><li>・廃棄物の処理に関する事。</li><li>・防疫体制の整備に関する事。</li><li>・所管施設の安全管理に関する事。</li></ul>

保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者に対する安全確保及び支援体制の整備に関する事。</li> <li>・保育園児の安全確保に関する事。</li> <li>・医療体制の整備に関する事。</li> <li>・避難支援プランの作成に関する事。</li> <li>・所管施設の安全管理に関する事。</li> </ul>
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、生活必需物資の調達体制の整備に関する事。</li> <li>・観光協会等との連絡協力体制の確保に関する事。</li> <li>・旅行者等の安全対策に関する事。</li> <li>・所管施設の安全管理に関する事。</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川、橋梁等の維持管理に関する事。</li> <li>・農道・林道等の維持管理に関する事。</li> <li>・所管施設の安全管理に関する事。</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒、施設利用者の安全確保に関する事。</li> <li>・応急教育の確保体制の整備に関する事。</li> <li>・所管施設の安全管理に関する事。</li> </ul>
支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への広報体制の整備に関する事。</li> <li>・避難実施要領のパターンの作成に関する事。</li> <li>・避難施設の運営体制の整備に関する事。</li> <li>・自主防災組織への必要な支援に関する事。</li> </ul>
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道の安定供給に関する事。</li> <li>・下水道機能の確保に関する事。</li> <li>・給水車など応急給水体制の整備に関する事。</li> <li>・所管施設の安全管理に関する事。</li> </ul>
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（消火・救急・救助を含む。）。</li> <li>・危険物施設の安全管理に関する事。</li> <li>・住民の避難誘導に関する事。</li> <li>・特殊標章等の（消防本部所管のものに限る。）交付等に関する事。</li> <li>・消防団員の動員に関する事。</li> </ul>

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、南アルプス市消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当である防災危機管理課長、防災危機管理課防災担当職員等に連絡が取れるよう、24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

**職員参集基準及び体制の設置判断基準**

庁内体制	参集基準	設置判断基準
① 国民保護担当課体制	総務部・防災危機管理課職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合
② 市緊急事態連絡本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	① 事態認定後、県を通じて国から警報が発令されたが、対策本部設置の通知がない場合 ② その他市長が市緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合
③ 市国民保護対策本部体制	全職員があらかじめ定められた本庁又は出先機関等に参集	国から対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員（市対策本部長、市対策副本部長、市対策本部員）及び国民保護担当職員（総務部・防災危機管理課職員）は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員（市対策本部長、市対策副本部長、市対策本部員）及び国民保護担当職員（総務部・防災危機管理課職員）が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、資料編に掲載のとおりとする。

**資料編 ○市対策本部長等の代替職員 (P109)**

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務を定は、次のとおりである。

体制	所掌事務
国民保護担当課体制	1 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。 2 総務部長への報告に関すること。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡本部体制	市国民保護対策本部体制に準じる。
市国民保護対策本部体制	第3編第2章別表1のとおりとする。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の項目について

定めるよう努める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、飲料水、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

### 3 消防機関の体制

#### (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理できるよう、担当部署を定め、必要な処理体制を確保するよう努める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・第5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

## (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、「南アルプス市文書管理規程」等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

この場合において、市は、関係機関と相互に、資料や情報の提供、意見の陳述等の必要な協力を求めるなど連携を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」、「被害の最小化」の個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合において、市国民保護協議会の部会を活用するなど、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について、平素から把握しておくとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近接市町村との連携

武力攻撃災害が発生した場合には、市域を越える広域的な避難や救援を求めることが予想されるため、次の措置を実施して、近接市町村との連携を図るものとする。

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握しておくとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関する市町村相互応援協定と併せ新たな相互応援協定の積極的な締結を行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、NBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関と連携して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、

平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

**資料編** ○関係医療機関一覧 (P116)

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のための新たな協定の締結の検討や既に締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

**資料編** ○応援協定等一覧 (P126)

## 5 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減を迅速かつ効果的に実施されるよう、地域住民で組織する自主防災組織の役割は重要となる。

このため、市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) ボランティア団体等に対する支援

地震など大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかとされた。これは、武力攻撃災害の発生した場合においても同様な役割が期待される。

このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社山梨県支部、南アルプス市社会福祉協議会その他の登録ボランティア団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

#### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、自然災害時に対する非常通信体制を基本として、より一層の充実、整備に努めるとともに、非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化（電話、FAX、防災行政無線、消防無線等）や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、「南アルプス市地域防災計画」等で定めた通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

##### (1) 施設・設備等

###### ア 管理・運用体制の構築

情報通信手段の施設、設備の取扱について、マニュアル等の整備により非常通信の取扱いや機器の操作の習熟等を含めた管理・運用体制の構築を図る。

###### イ 障害発生時に対応した整備

武力攻撃災害により被害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化など、障害発生時に対応する情報収集手段の整備に努める。

###### ウ 通信設備の定期的な整備・点検

武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に整備、点検する。

###### エ 防災カメラ等の活用

被災現場の状況を収集するため、消防本部に設置された防災カメラ、北岳山荘等に設置されたライブカメラを活用する。

###### オ 無線通信ネットワークの整備等

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

##### (2) 運用面

###### ア 通信訓練の実施

(ア) 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信の輻輳及び途絶を想定した、非常用電源を用いた関係機関との実践的な通信訓練を定期的実施する。

(イ) 通信訓練を行うに当たっては、市の地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行う。また、訓練終了後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

#### イ 災害時優先電話の活用

あらかじめNTT東日本に登録している災害時優先電話の効果的な活用を図る。

#### ウ 要配慮者への情報伝達体制の整備

国民に情報を提供するに当たっては、市防災行政無線、CATV、広報車両等を活用するものとするが、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、携帯電話メールを利用した緊急防災情報発信システムの周知を図るなど、体制の整備を推進する。

#### エ 運用計画の作成等

無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

#### オ 夜間・休日時における体制確保

夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

#### カ 担当職員の代行体制の構築

担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

### 3 アマチュア無線局の活用

災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議と応援協定を締結している。武力攻撃事態等に必要情報を収集し、また円滑に伝達ができるよう防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市の情報収集体制の強化を推進する。

資料編 ○ 応援協定等一覧 (P126)
----------------------

### 4 電気通信設備の優先使用

市は、国民保護措置に関する情報伝達で最優先に確保すべき通話について、主要な公共施設に整備した災害時優先電話を活用する。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

#### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置を円滑に実施するために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関及び市部局内において円滑に利用できるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合における住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や南アルプス市社会福祉協議会、南アルプス市国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する警報等の伝達に配慮する。

#### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に防災行政無線（同報系）を有効に活用する。また、必要に応じて、随時点検、整備、更新等に努める。

#### (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

#### (4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

#### (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年

7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定めておく。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集方法

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることができる。

#### 収集すべき情報

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ その他個人を識別するための情報
- ⑧ 負傷（疾病）の該当の有無
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会への回答の希望の有無
- ⑬ 知人からの照会への回答の希望の有無
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表についての同意の有無

2 死亡した住民

（上記①～⑦⑪に加えて）

- ① 死亡の日時、場所及び状況
- ② 遺体の安置されている場所
- ③ 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答についての同意の有無

資料編 ○安否情報関係様式  
 ・様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（P129）  
 ・様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）（P130）

## (2) 安否情報の報告方法

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

### 報告すべき情報

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
  - ① 氏名
  - ② フリガナ
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所
  - ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
  - ⑦ その他個人を識別するための情報
  - ⑧ 負傷（疾病）の該当の有無
  - ⑨ 負傷又は疾病の状況
  - ⑩ 現在の居所
  - ⑪ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
  - ⑫ 親族・同居者への回答の希望の有無
  - ⑬ 知人への回答の希望の有無
  - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意の有無
- 2 死亡した住民  
 （上記①～⑥に加えて）
  - ① 死亡の日時、場所及び状況
  - ② 遺体の安置されている場所

資料編 ○安否情報関係様式  
 ・様式第3号 安否情報報告書（P131）

## (3) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、「安否情報システム」や既存の方法等で報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めておくとともに、職員に対し必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

## (4) 避難誘導時の情報収集

市は、安否情報の基礎情報となる、避難地区における避難住民の人数、状況等の情

報収集について、集合場所、避難手段等における収集方法等をあらかじめ定めておく。

(5) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておく。

また、市対策本部への報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者に周知するとともに、安否情報省令第2条に規定する様式第3号「安否情報報告書」の周知を図る。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報を収集、整理し、知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

資料編 ○被災情報の報告様式 (P149)

### 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、山梨県市町村職員研修所、県消防学校の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員に対する研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

(3) 消防団員及び自主防災組織リーダーに対する研修

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に

関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※ 【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※ 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### (4) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

## 2 訓練

### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

#### 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加

者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、避難訓練を実施する際には、道路管理者及び県警察と連携して、交通規制等の実施を訓練に組み入れるなど、実践的な訓練となるよう留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の地図、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備、整備する。

#### 市対策本部において避難に関して集約・整理すべき基礎的資料

- 市の地図  
（市対策本部員が同一の地図を共有できるよう、卓上に広げることが可能な大きさの地図）  
（地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの）
- 住宅地図  
（地区毎の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 市域内の道路網のリスト  
（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト  
（バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）  
（バス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）  
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
（備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト  
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定  
（特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部において見やすく示すことができるようにしておく。）
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト  
（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）  
（消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう、連携・協力体制の構築を推進する。

**避難行動要支援者名簿について**

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取り組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者名簿の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素からこれら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 避難住民の誘導における関係機関との連携・協力

武力攻撃事態における避難は、市の区域を越え、さらには県域をも超えるような広域的な避難となることが想定されるため、関係機関と連携を図り、避難住民の誘導に協力を求める。

ア 消防吏員による避難住民の誘導

消防本部は、避難実施要領の定めるところにより、避難住民の誘導を行う。

イ 警察官等による避難住民の誘導

市長は、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、避難住民の誘導を行うよう要請する。

また、市は、あらかじめ警察署長等への要請を行うための連絡先を把握しておく。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市長は、知事の避難指示に示されない詳細な避難住民の誘導に関する事項等を定めた避難実施要領を直ちに策定しなければならない。

このため、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務大臣（消防庁）が作成するマニュアルを参考に、あらかじめ基本となる複数（管轄内避難、管轄外非難、県外避難等）の避難実施要領のパターンを次の類型に基づいて、市内での想定度が高い類型を中心に作成する。

この場合において、避難行動要支援者の避難の方法等について配慮する。

また、市長は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

### 避難実施要領に定める事項

- ① 避難の経路（使用する道路の決定）
- ② 避難の手段（徒歩、バス等）
- ③ その他避難の方法（集合場所、集合時間、集合方法等）
- ④ 避難住民の誘導方法（誘導員同士の連絡方法、関係機関等の調整）
- ⑤ 避難住民の誘導に関する職員の配置方法（警察署長等への要請手順等）
- ⑥ その他避難住民の誘導に関する事項
- ⑦ その他避難の実施に関する必要事項  
（避難施設の名称、所在、連絡先、避難地域の情報、携行品、服装、追加情報の通知方法、一時的食料の給与方法）
- ⑧ 要援護者の把握（民生委員、自治会等と連携した高齢者、障害者、外国人等の現況把握）
- ⑨ 避難における自家用車の使用禁止の明記

	類 型	避 難 の 態 様
武力攻撃事態	地上部隊と航空機による着上陸攻撃	・ 広域避難となる。（市内外、県外避難）
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ 初動時 屋内避難 ・ 事態把握後は、その状況に応じた安全な地域への避難
	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭 ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭 ・ 化学物質弾頭	
	航空機による攻撃	
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・ 危険地域からの避難 （市内の指定施設への避難）
	多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ 大規模集客施設等、ターミナル駅 ・ 鉄道の爆破等	・ 危険地域からの避難 （市内の指定施設への避難）

<p>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質を混入した爆弾等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・市街地におけるサリン等の大量散布</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険地域からの避難 (市内の指定施設への避難 (風向、二次感染の防止措置等を考慮する。))</li> </ul>
---	--

資料編 【別添】。避難実施要領のパターン作成に当たって(避難マニュアル) (P170)

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市が行うこととされた場合、また市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### (3) 市長が実施する救援

市長は、知事との調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な事項について定めておく。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して市内における運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する輸送体制を整備するとともに、県と連携して市内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

#### 輸送力確保のための情報

##### ○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等（定期・路線バス等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

##### ○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② ヘリポート（名称、所在地、施設規模、管理者の連絡先など）

#### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が

保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に対して避難施設の場所等の周知徹底に努める。

資料編：○指定避難施設一覧表	(P110)
----------------	--------

## 6 避難地区に関する情報の整備等

市は、避難が円滑に実施されるようあらかじめ避難地区（地理的、行政区画、自治会等の単位）を設定するとともに、その単位となる区域（以下「避難地区」という。）ごとの情報を収集し、常に最新の情報を備えるよう努める。

## 7 避難行動要支援者の把握等

市は、避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、自治会、民生委員、自主防災組織等の地域住民の協力を得ながら、日頃からこれらの者とのつながりを保ち現況把握等に努める。併せて、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

## 8 避難住民の受入体制

市は、本県の地理的条件等から国の対策本部長の県域を越える避難措置の指示を受けられることを想定し、受入体制の整備に努める。

### 受入体制に必要な整備

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（備蓄物資の対応）
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（備蓄物資の対応）
- ④ 埋葬及び火葬
- ⑤ 学用品の給与（備蓄物資の対応）

## 9 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、消防本部と連携を図りながら、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に

基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### 生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管県担当部局

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県 担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	防災局、企業局
	2号	ガス工作物	経済産業省	防災局
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	福祉保健部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	防災局
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災局
	6号	放送用無線設備	総務省	防災局
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	なし
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	なし
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	県土整備部 農政部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災局
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	防災局
	4号	高圧ガス	経済産業省	防災局
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	環境・エネルギー部
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	環境・エネルギー部
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	環境・エネルギー部
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	福祉保健部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	防災局
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	防災局
	11号	毒性物質	経済産業省	防災局、県警察

#### (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市が管理する公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

資料編 ○給水施設・設備等一覧 (P115)

## 10 応急仮設住宅等の供給体制の整備

市は、県と連携し、平素から応急仮設住宅の建設予定地や市営住宅の空室状況を把握し、被災者に優先的に住宅を貸与するための基準を策定する。

資料編 応急仮設住宅建設候補地一覧 (P123)

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、共有可能であるものについては、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については備蓄し、又は調達体制の整備に努める。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

市が管理する公共施設等においては、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を行う必要があるため、南アルプス警察署と連携して、次のとおり予防対策等を講ずる。

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、平素からその管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対す

る既存の予防措置を活用しながら、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携して、住民に対し、広報紙、パンフレット、CATV、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等の実施に努める。また、避難行動要支援者や外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図るとともに、消防団及び自主防災組織の特性を生かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を推進する。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

なお、市は、広報紙等を通じて、住民に対し、南アルプス消防本部が実施する普通救命講習等への受講を呼びかけ、応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるため、政府による武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市は、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

このため、市は、速やかに緊急事態に対処できる体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態連絡本部の設置等

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び南アルプス警察署に連絡を行うとともに、的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡本部を設置する。

##### イ 緊急事態連絡本部の設置及び廃止基準

###### (ア) 設置基準

- ① 県を通じて国の対策本部長から、警報が通知された場合
- ② その他市長が緊急事態連絡本部を設置することが必要と認めた場合

###### (イ) 廃止基準

- ① 警報が解除された場合
- ② 市対策本部の設置が指定された場合
- ③ その他市長が緊急事態連絡本部を廃止することが適当と認めた場合

ウ 緊急事態連絡本部は、南アルプス市役所新館第1会議室に設置する。

##### エ 緊急事態連絡本部の組織構成等

(ア) 緊急事態連絡本部の本部長は、市長をもって充て、緊急事態連絡本部の事務を総括し、職員を指揮する。

(イ) 緊急事態連絡本部の副本部長は、副市長・教育長をもって充て、本部長を補佐する。

(ウ) 緊急事態連絡本部の本部員は、市長部局の各部長・会計管理者・企業局長・消防長・教育部長・議会事務局長・防災危機管理課長・秘書課長をもって充て

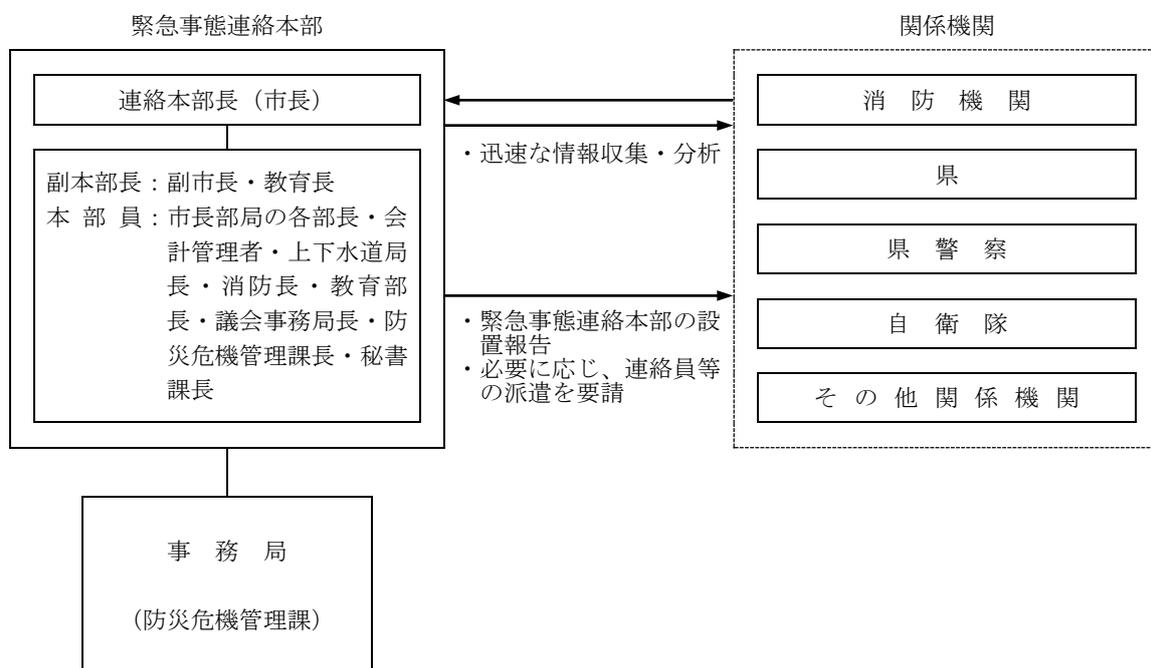
る。

オ 緊急事態連絡本部に、本部の事務を処理するため、総務部長を局長とし、防災危機管理課長を次長とする事務局を置き、局員は、各部局等からの職員をもって構成する。

カ 緊急事態連絡本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

### 市緊急事態連絡本部の構成等



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

#### (2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、県警察と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

### (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

## 2 市対策本部に移行する場合の調整

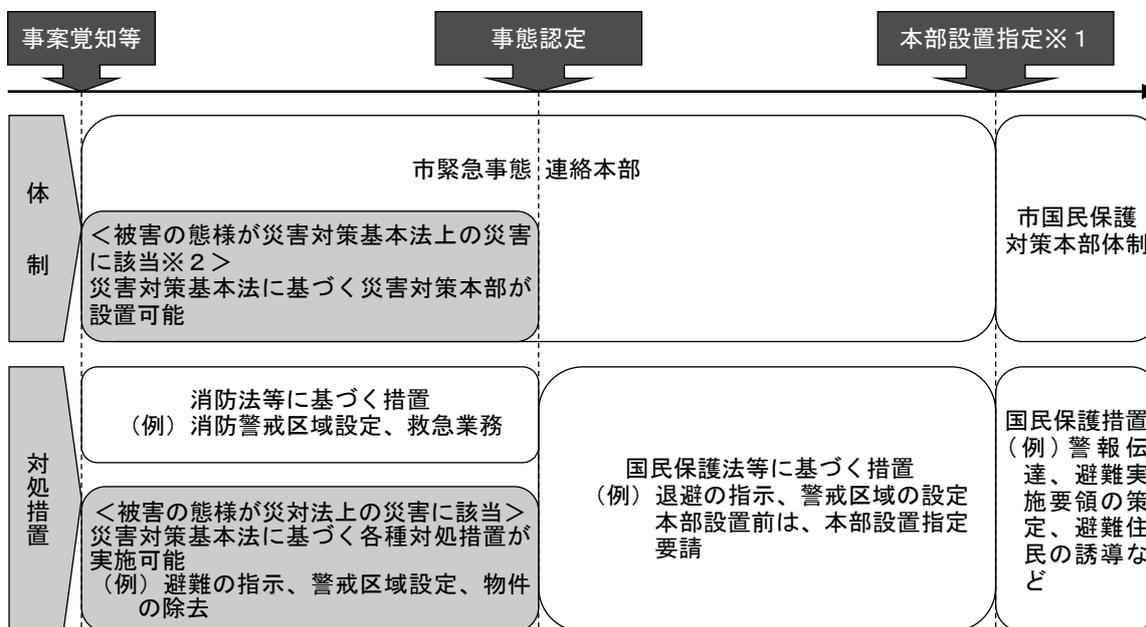
### (1) 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

市が、緊急事態連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合、市長は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡本部は廃止する。

### (2) 災害対策本部を設置して対処していた場合

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではない。このため、災害対策基本法に基づき、災害対策本部を設置して対処していた場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、また

武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

#### 消防庁における体制

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の正規の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

## 第2章 市対策本部の設置等

市は、武力攻撃事態等において、国から市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合に、市対策本部を迅速に設置するための手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた場合には、市長は、直ちに市対策本部を設置する。既に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

##### ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者（防災危機管理課担当職員）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、庁内放送・電話、また休日等においては緊急連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

職員は、あらかじめ定められている所定の場所に、直ちに参集するものとする。

ただし、交通機関の途絶等により参集できない場合は、最寄りの支所又は公共施設に参集した上で、各自の所属長に連絡して指示を受けるものとする。

また、各部連絡責任者は、速やかに職員の参集状況を把握し、人事課に報告する。

##### エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者（防災危機管理課担当職員）は、市庁舎新館第1会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡するほか、県に対しても報告するものとする。

また、直ちに次に掲げる機関に通知するとともに、住民に対してCATV、防災行政無線、市ホームページ等を通じて公表する。

(ア) 消防本部、消防団

(イ) 南アルプス警察署

(ウ) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関

(エ) 近隣市町村

(オ) その他関係機関

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等により、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、「地域防災交流センター」又は被害を受けていない市の公共施設に市対策本部を設置する。

また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、市対策本部の設置場所について、知事と協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、国民保護法第26条第2項の規定に基づき、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成等

ア 市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は、市長をもって充て、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

市対策本部長に事故等があり不在の場合には、副市長、教育長の順位で、その職務を代理する。

イ 市対策本部の副本部長は、副市長・教育長をもって充て、市対策本部長を補佐する。

副本部長が欠けた場合には、総務部長が、その職務を代理する。

ウ 市対策本部の本部員は、市長部局の各部長、会計管理者、上下水道局長、消防長、教育部長、議会事務局長、防災危機管理課長及び秘書課長をもって充てる。

エ 市対策本部に、市対策本部長、副本部長、本部員で構成する本部員会議を置く。

オ 市対策本部長は、国民保護措置に関し必要に応じ、本部員会議を招集し、次の事項について協議、報告する。

#### 本部員会議における主な協議事項

- ① 市対策本部の実施すべき国民保護措置に関する事項
- ② 市対策本部内の各部の相互調整に関する事項
- ③ 県、他市町村、指定公共機関等関係機関との連絡及び各種要請に関する事項
- ④ 被災状況及び国民保護措置実施状況の情報収集、分析に関する事項
- ⑤ その他国民保護措置に関する重要な事項

カ 市対策本部に、部及び班を置き、各部の長は、市長部局の各部長、会計管理者、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

各部の分掌事務は、別表1のとおりとする。

キ 市対策本部に、本部の事務を処理するため、事務局を置き、局員は、防災危機管理課からの職員をもって構成する。

事務局の分掌事務は、別表2のとおりとする。

ク 市対策本部の組織図は、別図のとおりとする。

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、秘書課長をもって充てる。

##### イ 広報手段

広報紙、同報無線放送、CATV放送、広報車、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

#### 広報時の留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報の内容によっては、市長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。

#### (5) 市現地対策本部の設置

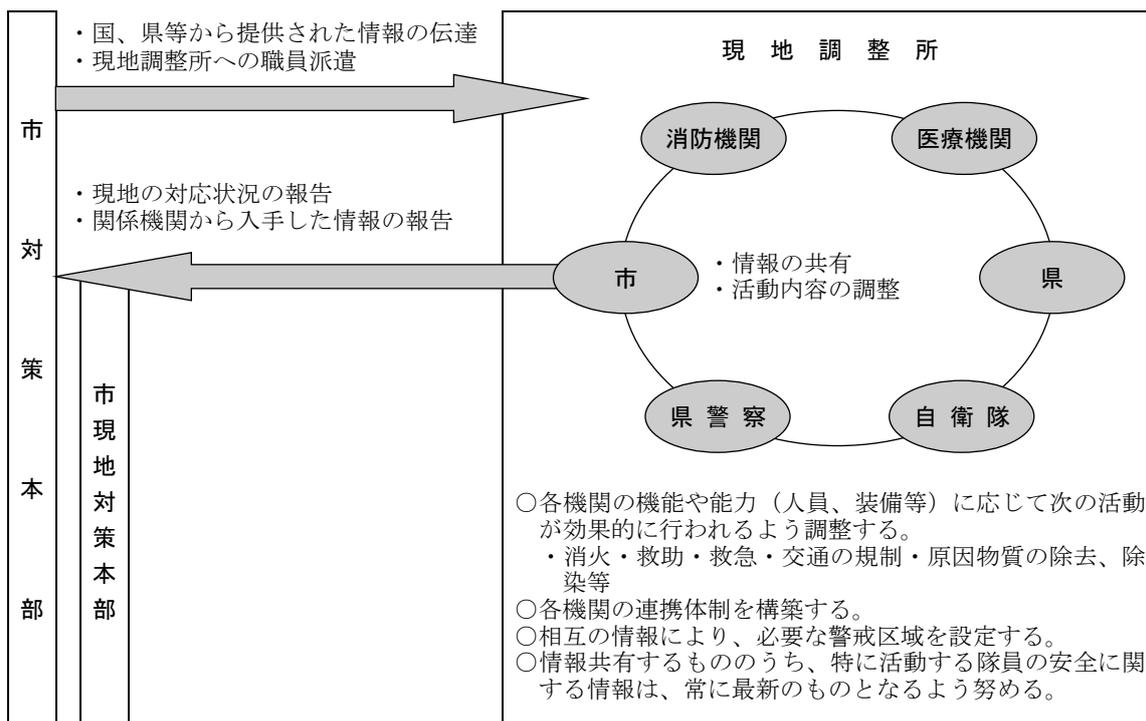
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## 現地調整所の組織編成（例）



### 【現地調整所の性格について】

#### ① 設置の目的

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係起案による連携した活動が行われるように現場調整所で調整を行うことが考えられる。）。

#### ② 設置場所

現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

#### ③ 関係機関との連携強化

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

#### ④ 設置時の市の役割

現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる

(このため、現場に先着した関係機関が先に設置すこともあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。)

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

#### (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、国民保護法第29条の規定に基づき、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ア 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、必要な情報の提供を求める。

##### エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施状況について報告又は資料の提出を求める。

##### オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

#### (9) 市がその事務の全部又は大部分の執行不能時

武力攻撃災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなく

なったときは、市長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を市長に代わって知事が実施することとされている。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

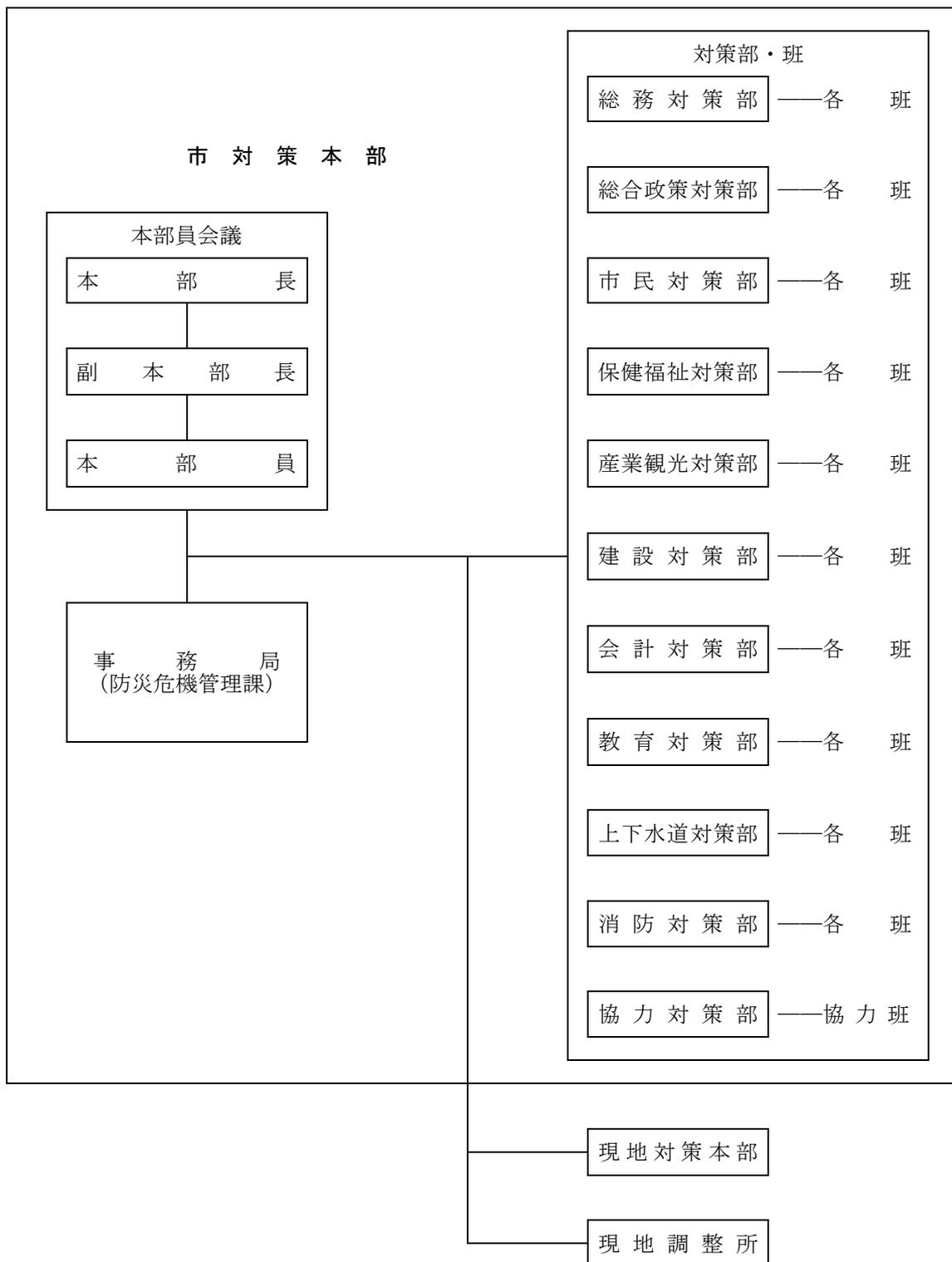
### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

別図



## 別表 1

## 市対策本部の分掌事務

対策部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
総務対策部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	1 来庁者等の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 特殊標章（消防対策部所管のものを除く。）の交付に関すること。 3 国民保護措置の実施に伴う損失補償に関すること。
	人事班 (人事課長)	1 職員の動員、派遣、受け入れ、あっせんに関すること。 2 職員の被災状況・参集状況の把握に関すること。 3 職員の安否確認に関すること。 4 職員の服務、手当に関すること。
	管財班 (管財課長)	1 庁舎、公有財産の維持、管理に関すること。 2 庁用自動車の管理、配車及び緊急輸送に関すること。 3 緊急電話等通信設備の確保に関すること。 4 情報機器の機能維持及び復旧に関すること。
	税務班 (税務課長)	1 市税の減免、徴収猶予に関すること。
	納税班 (納税課長)	1 税務班の事務に協力すること。
総合政策対策部 (総合政策部長)	政策推進班 (政策推進課長)	1 災害現場の記録等に関すること。 2 被災外国人の支援に関すること。 3 被害視察団の応接に関すること。
	秘書班 (秘書課長)	1 国民保護に係る広報に関すること。 2 報道機関との連絡調整、情報発信、放送の要請に関すること。
	財政班 (財政課長)	1 国民保護措置関係予算に関すること。 2 本部活動費の経理に関すること。
	南アルプス I C新産業拠点 整備班 (南アルプス I C新産業拠点 整備室長)	1 政策推進班の事務に協力すること。
	ふるさと振興班 (ふるさと振課長)	1 政策推進班の事務に協力すること。
市民対策部 (市民部長)	市民活動支援班 (市民活動支援課長)	1 避難所の開設、管理運営に関すること。 2 住民からの相談、問い合わせ等の処理に関すること。 3 公共交通機関の運行状況の把握及び利用者への情報提供に関すること。

市民対策部 (市民部長)	戸籍市民班 (戸籍市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の収集に関すること。</li> <li>2 安否情報の照会に対する回答に関すること。</li> <li>3 遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。</li> </ol>
	国保年金班 (国保年金課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民活動支援班の事務に協力すること。</li> </ol>
	環境班 (環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 化学剤等による汚染拡大防止に関すること。</li> <li>2 廃棄物処理に関すること。</li> <li>3 土壌の監視、保全に関すること。</li> <li>4 被災時における動物愛護に関すること。</li> <li>5 仮設トイレの確保に関すること。</li> </ol>
	窓口サービスセンター班 (窓口サービスセンター長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民からの相談、問合せ等の処理に関すること。</li> <li>2 市対策本部への報告、応援要請に関すること。</li> <li>3 避難誘導に関すること。</li> <li>4 現地調整室の設置に関すること。</li> </ol>
保健福祉対策部 (保健福祉部長)	福祉総合相談班 (福祉総合相談課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉協議会との連携に関すること。</li> <li>2 日本赤十字社との連絡調整に関すること。</li> <li>3 義援金品の配分に関すること。</li> </ol>
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者等、特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関すること。</li> <li>2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。</li> <li>3 施設利用者の避難誘導に関すること。</li> </ol>
	介護福祉班 (介護福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関すること。</li> <li>2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。</li> <li>3 施設利用者の避難誘導に関すること。</li> </ol>
	子育て支援班 (子育て支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育児童等の安全確保及び避難誘導に関すること。</li> <li>2 保育所、児童館等所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。</li> </ol>
	子ども家庭相談班 (子ども家庭相談課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て支援班の事務に協力すること。</li> </ol>
	健康増進班 (健康増進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品、衛生材料の調達に関すること。</li> <li>2 応急救護活動に関すること。</li> <li>3 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。</li> </ol>
産業観光対策部 (産業観光部長)	農政班 (農政課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急食料の確保及び配布に関すること。</li> <li>2 生活必需品の確保及び配布に関すること。</li> <li>3 救援物資の受付、仕分け及び搬送に関すること。</li> </ol>
	観光推進班 (観光推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光客等の安全確保に関すること。</li> <li>2 生活必需品の確保及び配布に関すること。</li> <li>3 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。</li> </ol>

産業観光対策部 (産業観光部長)	観光施設班 (観光施設課長)	1 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 2 農政班の事務に協力すること。
	商工振興班 (商工振興課長)	1 商工業の被害調査及び応急対策に関する事。
	農業委員会班 (農業委員会事務局長)	1 農政班の事務に協力すること。
建設対策部 (建設部長)	道路整備班 (道路整備課長)	1 道路、河川、橋梁等の応急復旧活動に関する事。 2 緊急輸送路、避難路の確保に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 建設業者との連絡調整に関する事。 5 交通規制に関する事。
	都市計画班 (都市計画課長)	1 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。
	管理住宅班 (管理住宅課長)	1 市営住宅の被害状況把握及び応急対策に関する事。 2 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理に関する事。
	農林土木班 (農林土木課長)	1 農道、農業施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 2 道路整備課の事務に協力すること。
会計対策部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	1 武力攻撃被害関係経費の出納に関する事。 2 義援金等の受付及び保管に関する事。
教育対策部 (教育部長)	教育総務班 (教育総務課長)	1 避難所の開設に関する事。 2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。
	学校教育班 (学校教育課長)	1 児童生徒、施設利用者の避難誘導に関する事。 2 児童生徒の安否確認に関する事。 3 学用品の給与に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	1 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。
	文化財班 (文化財課長)	1 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 2 教育総務班の事務に協力すること。
	市立図書館班 (市立図書館長)	1 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。
	市立美術館班 (市立美術館副館長)	1 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。

	学校給食センター班 (学校給食センター所長)	1 学校給食施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。
上下水道対策部 (上下水道局長)	企業対策部各班 (企業局各課長)	1 水道施設の安全確保に関すること。 2 飲料水、生活用水の確保に関すること。 3 水質検査に関すること。 4 生物剤等による汚染拡大防止に関すること。 5 下水道施設の安全確保に関すること。
消防対策部 (消防長)	消防対策部各班 (消防本部各課長) (南アルプス消防署長)	1 武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む)。 2 住民の避難誘導に関すること。 3 安否情報の収集、市対策本部への報告に関すること。 4 警戒区域の設定に関すること。 5 危険物施設等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。 7 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること。 8 消防団との連携に関すること。
協力対策部 (議会事務局長)	議会事務局 監査委員事務局	1 他対策部の協力に関すること。 2 議会への報告等に関すること。

別表 2

事務局の分掌事務

担当課	分 掌 事 務
防災危機管理課	1 国民保護対策本部に関すること。 2 国、県、他市町村等関係機関から、次の情報等の収集、管理に関すること。 ○ 被災情報   ○ 避難や救援の実施状況   ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報   ○ その他必要とする情報 3 市対策本部長の意思決定に係る補佐に関すること。 4 市対策本部長が決定した方針に基づく各対策部への指示伝達に関すること。 5 配備要員の調整に関すること。 6 通信回線や通信機器の確保に関すること。 7 被害状況の取りまとめに関すること。 8 県、他市町村、自衛隊、応援協定締結先等への応援要請に関すること。 9 報道機関への放送要請に関すること。 10 県への被災状況、安否情報等の報告に関すること。 11 避難実施要領の策定に関すること。 12 国に対する対策本部の設置すべき指定の要求に関すること(県を経由)。 13 市対策本部の活動状況、実施した国民保護措置等の記録

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、市の区域あるいは近隣市町に国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊山梨地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である隊員（第1特科隊第1中隊長）を通じて、東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

#### 【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### 資料編 ○災害協定等一覧 (P126)

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法

(ウ) その他委託事務に関し必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供など、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、南アル

プス市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアセンター等におけるの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するために、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の発令

武力攻撃事態等が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときには、国の対策本部長が基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令し、総務大臣（消防庁）を経由して知事に通知される。

国から通知される警報内容は、次のとおりである。

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

##### (2) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校、大規模集客施設等の管理者など）に警報の内容を伝達する。

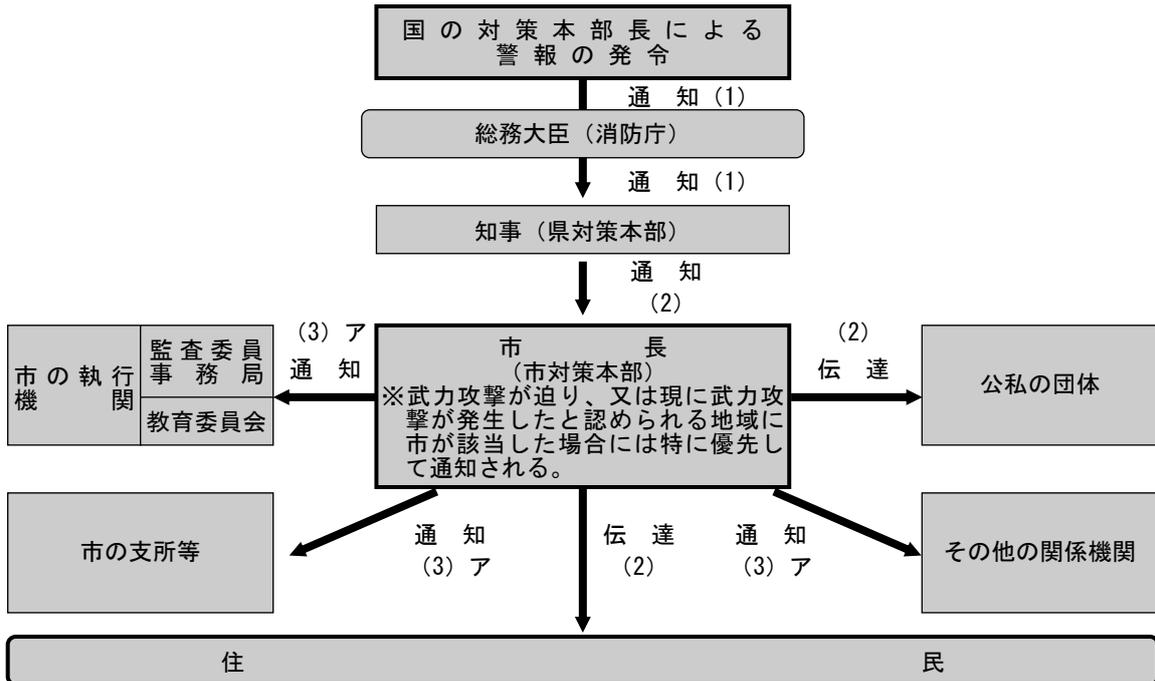
##### (3) 警報の内容の通知

ア 市は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp>）に警報の内容を掲載する。

ウ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すると、次のとおりである。

## 市長から関係機関への警報の通知・伝達



(2) ※市長は、ホームページ (<http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp>) に警報の内容を掲載

(2) ※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により情報を伝達する。

市の置かれている状況	警報の伝達要領
① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合	原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合	原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

### 【全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合】

緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) によって伝達された情報をホームページに掲載する等により周知を図る。

- (2) 市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、南アルプス警察署等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、南アルプス警察署と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、避難行動要支援者や外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災担当部局と福祉担当部局の保健福祉部との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

なお、聴覚障害者に対しては、警報の内容が確実に伝達されるよう、インターネットに接続可能な携帯電話のメール機能を利用して緊急情報を一斉配信する。

### 3 警報の解除等

#### (1) 警報の解除

市長は、国の対策本部長が警報の必要がなくなったとして警報を解除した場合には、警報を解除する。

#### (2) 解除の伝達方法

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

### 4 緊急通報の伝達及び通知

#### (1) 住民及び関係機関への伝達及び通知

市は、県から緊急通報を受けたときの住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として、警報の伝達・通知方法と同様とする。

#### (2) 大規模施設等の管理者への連絡

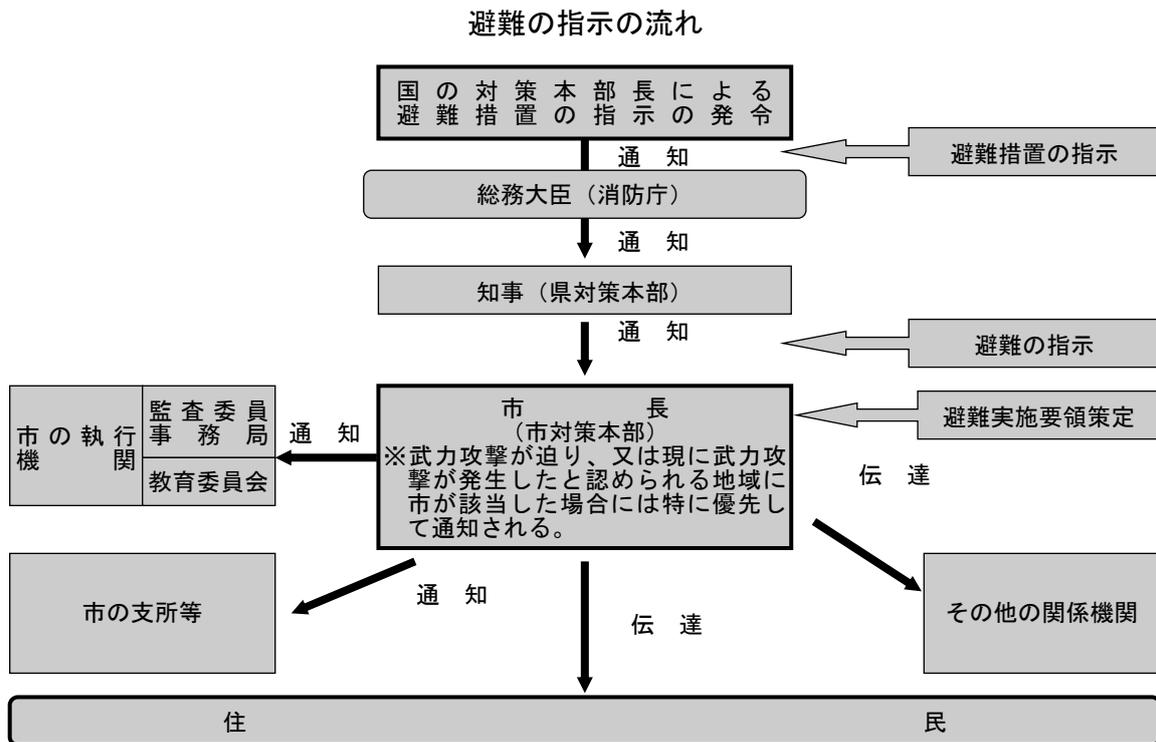
市は、「警報の内容の伝達等」に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努めるものとする。

## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

## 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- (3) 避難の指示の流れについては、下図のとおりである。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を策定し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、市の他の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な策定に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合、又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項は、次のとおりである。

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される下記「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

**【県国民保護計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】**

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位  
 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。  
 (例：本市A1地区1-2、1-3の住民は「A1自治会」、A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2自治会」を避難の単位とする。)
- ② 避難先  
 避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。  
 (例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)
- ③ 一時集合場所及び集合方法  
 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。  
 (例：集合場所：A1地区2-1の市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。)
- ④ 集合時間  
 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。  
 (例：バスの発車時刻：〇月〇日15:20、15:40、16:00)
- ⑤ 集合に当たっての留意事項  
 集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。  
 (例：集合に当たっては、避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路  
 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。  
 (例：集合後は、市立A1小学校グラウンドより、〇月〇日15:30発B市B1地区行きのバスで避難を行う。B市B1地区に到着後は、本市職員及びB市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等  
 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

- ⑧ 避難行動要支援者その他特に配慮を要する者への対応  
 避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。  
 (例：誘導に際しては、避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認  
 要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。  
 (例：避難の実施時間の後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援  
 避難誘導中に避難住民へ、食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。  
 (例：避難誘導要員は、○月○日18：00に避難住民に対して、食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)
- ⑪ 避難住民の携行品、服装  
 避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。  
 (例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。  
 なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等  
 問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。  
 (例：緊急連絡先：市対策本部 TEL 〇××-×52-××53 担当〇田×夫)

**資料編 【別添】。避難実施要領のイメージ (P188)**

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
 (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
 (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

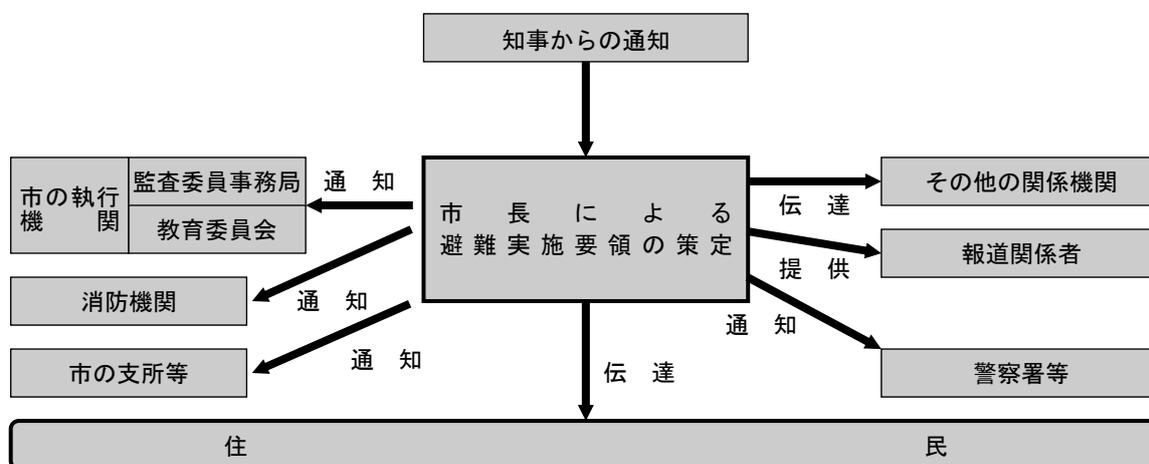
#### (4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体（自治会、農協等）に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、南アルプス警察署長及び自衛隊山梨協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

#### 市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。さらに、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

この場合において、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより避難行動要支援者の避難誘導を優先することに配慮する。

また、市長は、避難住民を誘導する時、必要に応じ、食料、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努める。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

資料編 ○ 特殊標章及び身分証明書 (P164)

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、南アルプス警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に南アルプス警察署長等から協議を受けた際には、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

市長は、警察官等が避難住民を誘導している場合において、南アルプス警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に対し、必要な情報の提供を求めることができるほか、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、南アルプス警察署長等に対し必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提

供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 避難行動要支援者等への配慮

市は、避難行動要支援者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

**【警察が行う避難所等における安全確保措置】**

- ① 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化
- ② 避難所等の定期的な巡回等による、住民の安全確保、犯罪の防止措置
- ③ 被災地内における悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の重点的な取り締まりの実施
- ④ 地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換等の連携
- ⑤ 住民等からの相談への対応による住民の不安軽減

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力し

て、直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に対し、その旨を通知する。

(14) 市域外からの避難住民の受入

市長は、市が他市町村の避難住民の避難先地域と知事から指示されたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

(15) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため、当該地域までの誘導など必要な措置を講ずる。

## 4 武力攻撃事態等における避難の類型と対応

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

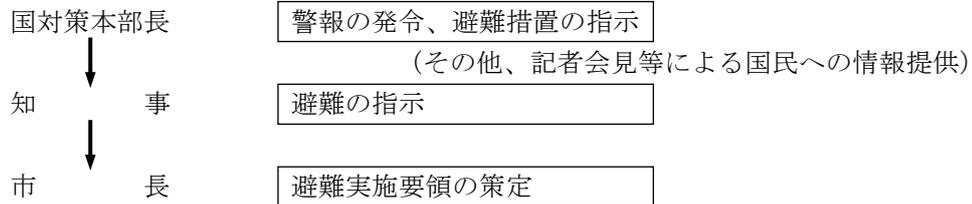
このため、国の対策本部長から、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うため、屋内避難を継続する。被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、知事から他の安全な地域への避難の指示があった場合には、当該指示に従い、他の安全な地域へ避難する。

ウ 避難実施要領の内容は、以下の措置の流れを前提として、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

## 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

- ① 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

### 【弾道ミサイル攻撃の特徴】

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

- (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとする。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後に、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、市の他の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づ

く的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

### 武力攻撃事態に応じた避難対応

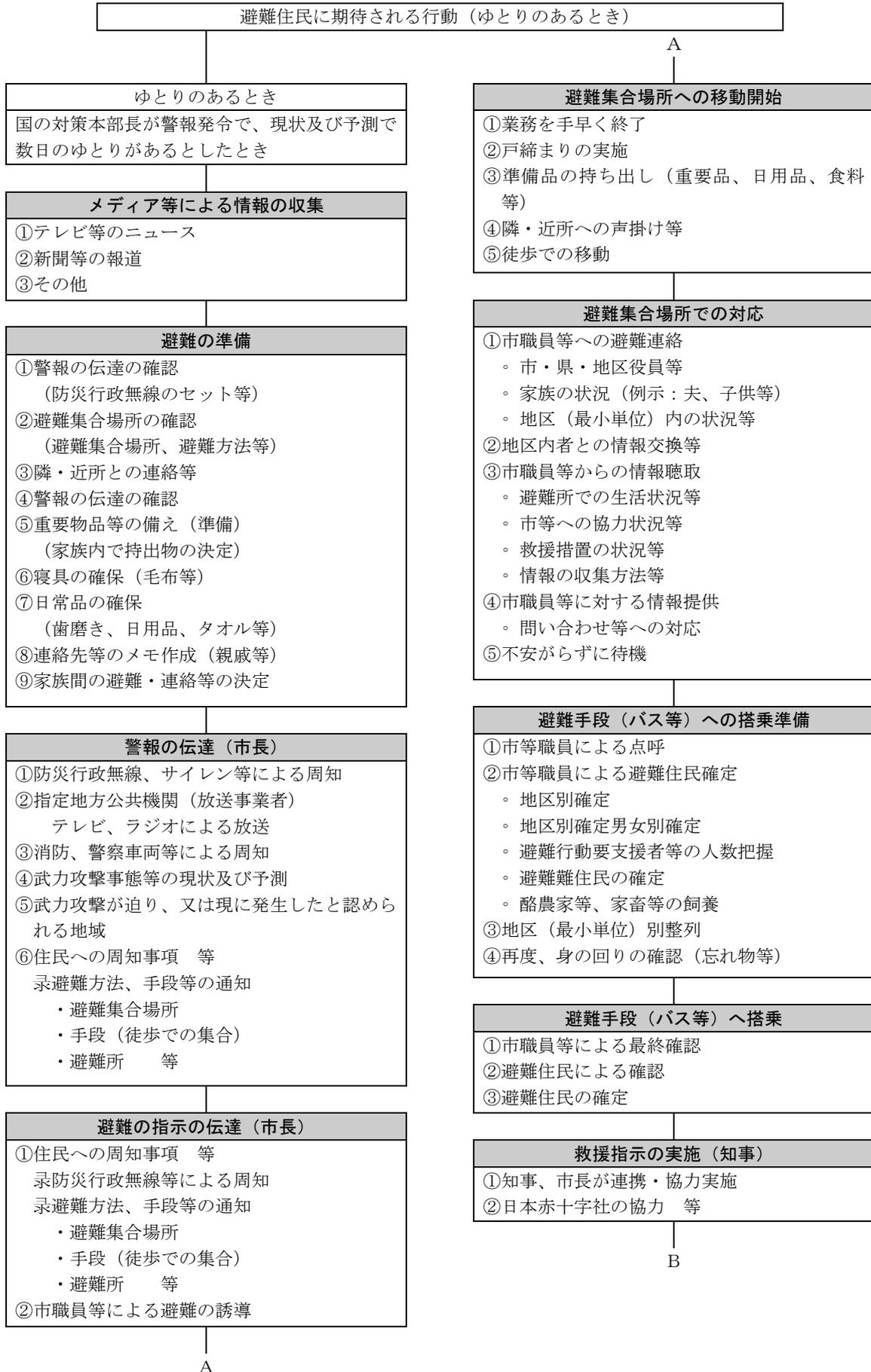
- ① 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応  
「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- ② 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応  
当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、消防本部、南アルプス警察署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。  
特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

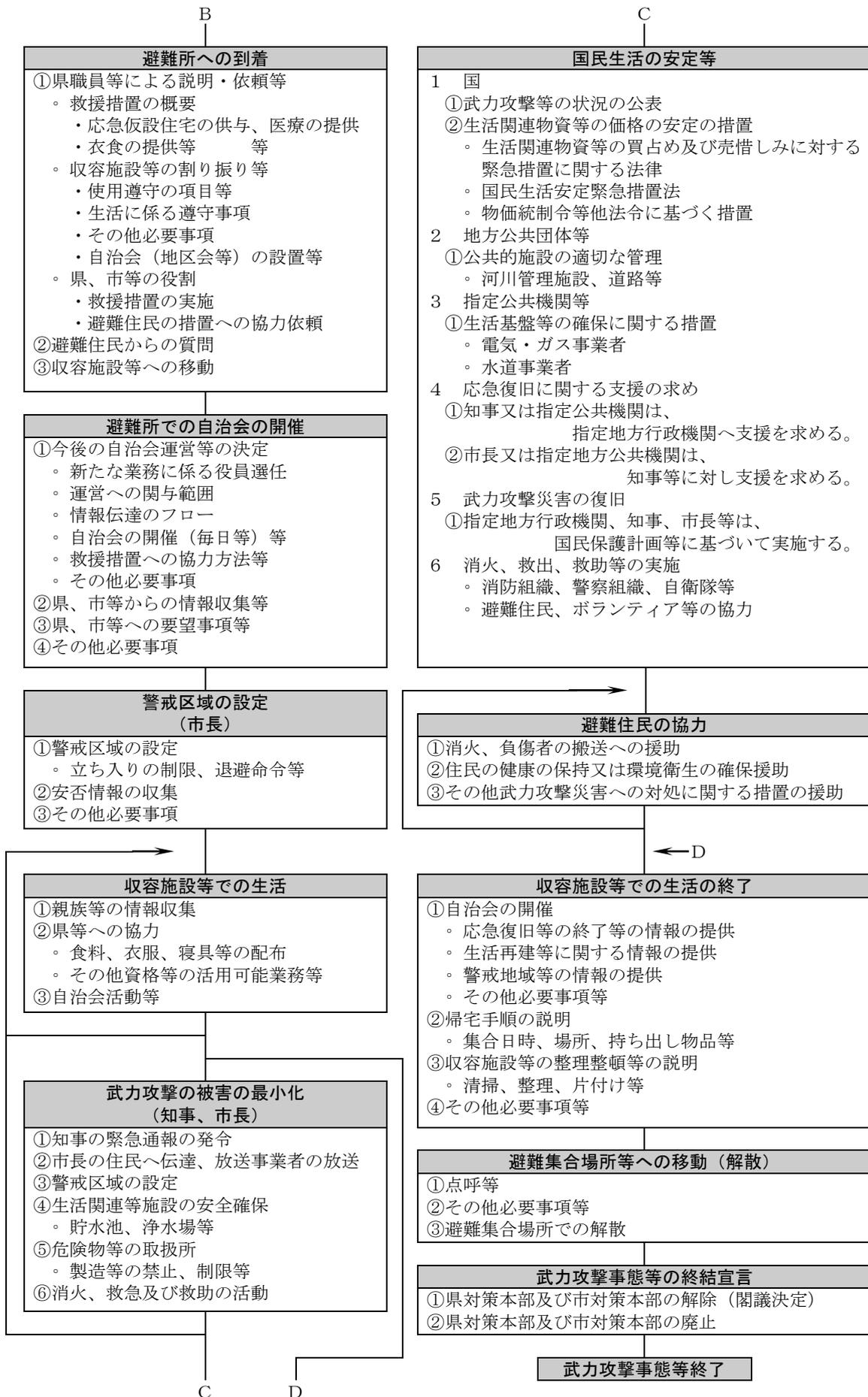
### (3) 着上陸侵攻の場合

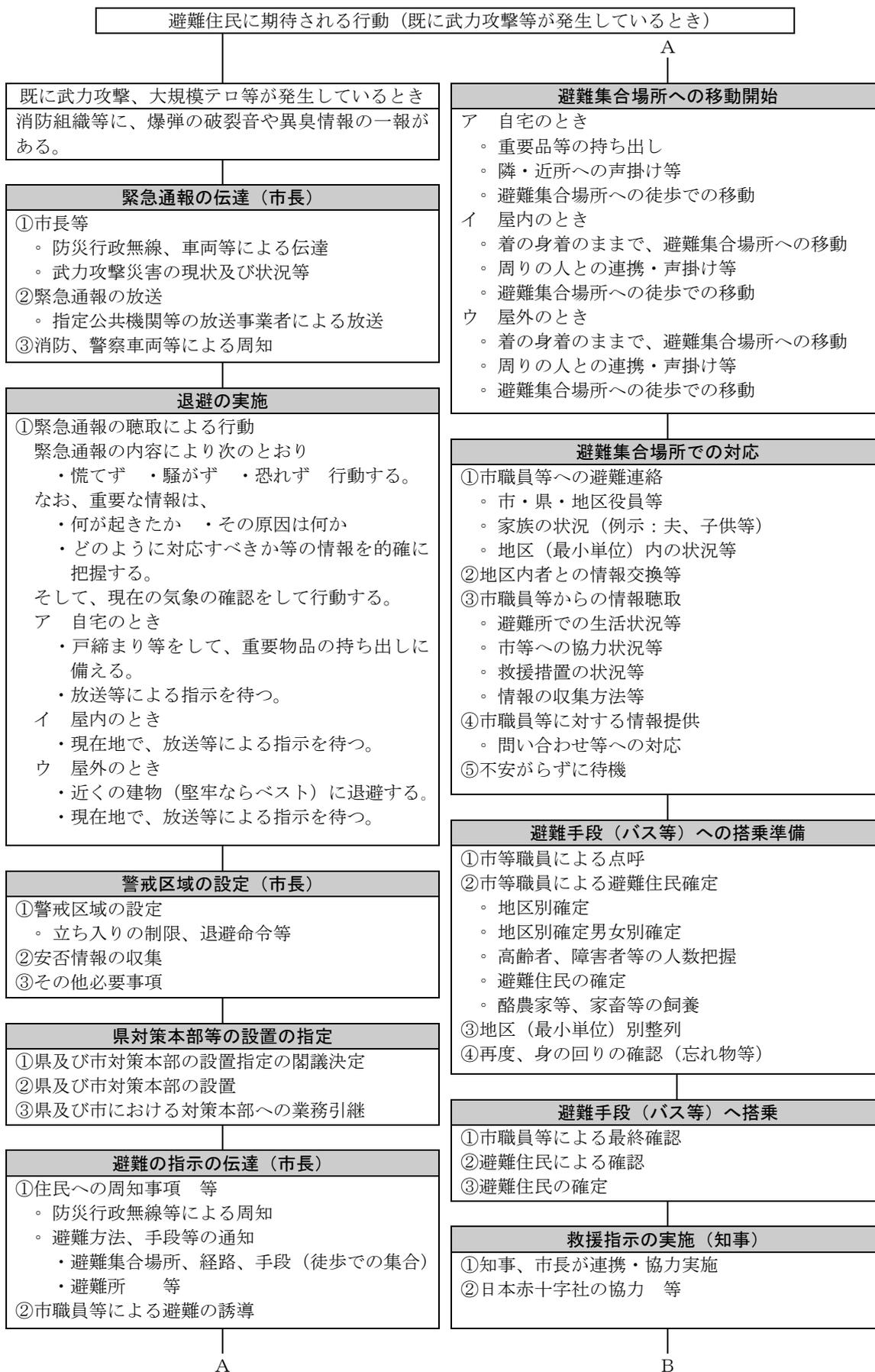
ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難の指示を踏まえて対応することを基本とする。

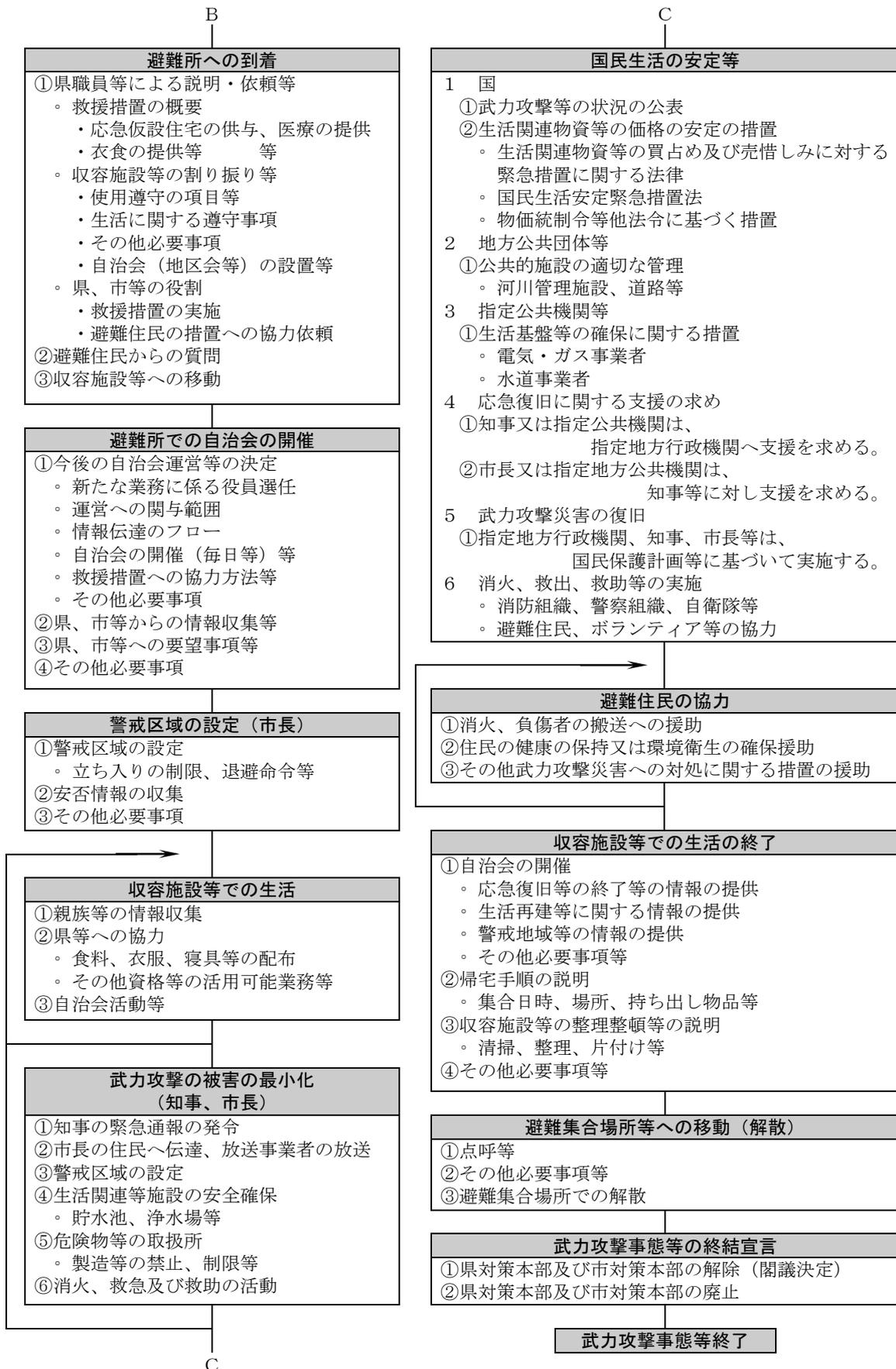
イ このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応を取ることとする。

## 5 避難住民に期待される行動









## 第5章 救 援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の供給又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

#### 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応をとるものとする。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施す

る。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編 ○救援の程度及び方法の基準 (P139)
--------------------------

#### (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

#### (3) 避難住民等を受け入れたときの対応

市長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、備蓄している物資又は資材を必要に応じて供給する。

#### (4) 物資及び資材の供給の要請

市長は、住民の避難及び避難住民等の救援に当たって、備蓄する物資又は資材が不足し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、知事に対して、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

### 4 要配慮者に対する配慮

#### (1) 情報伝達への配慮

市は、県と協力し、避難住民中の高齢者、障害者、乳幼児その他に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への正確な災害情報等の伝達のため、避難施設の管理者と連携し、次のことに配慮する。

ア ラジオ、テレビの配置

イ 新聞記事の配布

ウ 災害情報及び生活関連情報の文字による提供

エ 視覚障害者に対し、文字情報を読み上げ伝達する支援員の配置等

オ 聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣等

(2) 収容施設の運営等に対する配慮

避難所では、要配慮者の人権を尊重し、介護等が受けられる専用のスペース（福祉避難室）をあらかじめ確保するとともに、医薬品、食品、寝具等の要救援物資が確実に配布されるように配慮する。

また、介護を要したり、集団生活でストレスを受けやすい要配慮者に対しては、専用避難所（福祉避難所）を確保し、体調が悪化しないよう居住環境を整備するとともに、保健医療、介護の知識、経験を有する相談員や障害種別に対応できる介護者の配置に配慮する。

(3) 応急仮設住宅等の供与

応急仮設住宅等の建設については、要配慮者の利用に配慮した施設、設備のバリアフリー化に努める。

(4) 支援ニーズの把握等

避難所では、要配慮者の生活支援に配慮して、介護等を専門に行うボランティアなどを配置するなど適切な運営体制に努める。

## 5 健康への配慮

(1) 健康相談の実施

市は、県と連携し、環境の変化等から生ずる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、医療関係者による定期的な巡回指導、相談を実施する。

また、ボランティアや救援等の従事者の健康への配慮に努める。

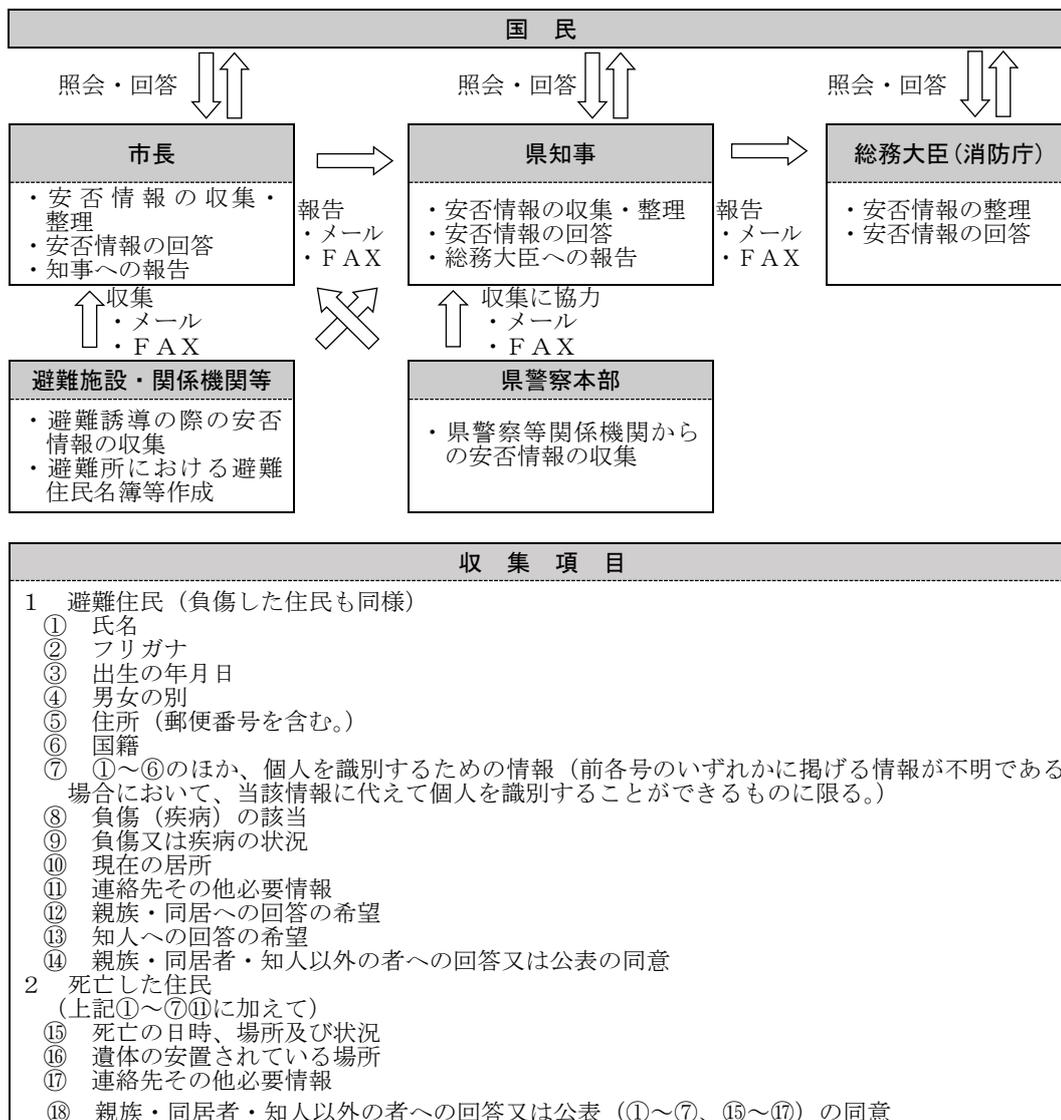
(2) 心の健康相談の実施

市は、県と連携し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）など精神的に不安を抱えた避難住民等の心の健康問題に対応するため、相談窓口を開設する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 安否情報収集・整理・提供の流れ



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する学校、また消防本部等からの情報収集、県警察、医療機関等への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票など、市が平素から行政事務の遂行のために保有している情報等を活用して行う。

なお、市が安否情報を収集するに当たっては、安否情報省令第1条の規定に基づき、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行う。

資料編	○安否情報関係様式
	・様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（P130）
	・様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）（P131）

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は、各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理しておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などにより報告を行う。

資料編	○安否情報関係様式
	・様式第3号 安否情報報告書（P132）

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話番号及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 市は、様式第4号に記載されている氏名及び住所等と同一のものが記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書など、照会者本人であることを確認できるものの提示又は提出を求める。

ただし、やむを得ない理由により、照会者が本人であることを確認できるものを提示又は提出できない場合には、市長が適当と認める方法により確認する。

資料編 ○安否情報関係様式 ・様式第4号 安否情報照会書 (P133)
--

## (2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か、及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

ただし、事態が急迫しているなどこの方法によることができない場合は、口頭、電話などにより回答を行う。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編 ○安否情報関係様式 ・様式第5号 安否情報回答書 (P134)
--

## (3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は、個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社山梨県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前記3(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

### 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 退避の指示

### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対して主に次の事項を内容とした退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 退避の指示内容

- |           |            |
|-----------|------------|
| ① 退避すべき理由 | ④ 住民の退避の方法 |
| ② 危険地域    | ⑤ 携行品      |
| ③ 退避場所    | ⑥ その他注意事項  |

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 退避の指示（一例）

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### 【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

### (2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、CATV、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう、国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

資料編 ○ 特殊標章及び身分証明書 (P165)

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で、退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報

車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

### (3) 応急公用負担の手続

ア 市長は、占有者、所有者その他土地建物等について、権原を有する者に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項を通知する。

イ 当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、市役所又は支所に掲示する。

## 工作物又は物件を保管した場合の公示事項

- ① 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- ② 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物を除去した日時
- ③ その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- ④ ①～③のほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

### ウ 工作物等を保管した場合の公示の方法

(ア) 公示事項を、保管を始めた日から起算して14日間、市役所又は支所に掲示する。

(イ) (ア)の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の公報又は新聞に掲載する。

(ウ) 市長は、上記の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を市役所又は支所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならないものとする。

エ 市長は、保管した工作物等が滅失し、破損するおそれがあるとき、又は保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができるものとする。

オ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

カ 公示の日から起算して6か月を経過してもなお工作物を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

資料編	○消防力の現況	(P124)
	○消防水利一覧	(P125)

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 本市が被災を免れ、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、市長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

**資料編** ◦ **特殊標章及び身分証明書** (P165)

(9) 知事等の指示への対処

ア 市長は、知事等から武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

イ 市長は、消防庁長官の指示を受けた知事から、県外の被災市町村の消防の応援又は支援に関する必要な措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

**資料編** ◦ **給水施設・設備等一覧** (P115)

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると

認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

#### 〈危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置〉

##### 【対象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成11年山梨県条例第47号）第2条第7号カの規定により市町村の業務とされているもの

##### 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
  - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
  - ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

資料編 ○地区別危険物施設設置状況一覧 (P125)

## 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処

市長は、隣県の原子力事業所が武力攻撃を受けた場合における周囲への影響に鑑み、次の場合、関係機関に通知するとともに、関係機関と連携し、モニタリングの実施等、必要な措置を講じる。

この場合において、当該措置を講じる者の安全の確保に配慮する。

- (1) 隣県における武力攻撃原子力災害の発生を覚知した場合
- (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、南アルプス消防署に連絡する。
  - ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- (3) モニタリングの実施  
市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講じる。
  - (4) 安定ヨウ素剤の服用  
市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。
  - (5) 避難退域時検査及び簡易除染の実施  
市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。
  - (6) 飲食物の摂取制限等  
市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

## 2 核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた攻撃による災害への対処

市長は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市長は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国、県と連携し、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、知事の指示に基づき、給水の制限等の措置を講ずる。

##### ① 核攻撃等の場合

市長は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる場合は、要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動等を実施させる。

##### ② 生物剤による攻撃の場合

市長は、住民の安全を確保するため、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。また、措置に当たる場合は、要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、中北保健福祉事務所峡北支所に対して、県警察等関係機関と連携して、消毒等の措置を行うよう依頼する。

##### ③ 化学剤による攻撃の場合

市長は、住民の安全を確保するため、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、その上で、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど避難措置を実施する。

また、措置に当たる場合は、要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

### 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部局である総務部においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部局である保健福祉部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

### (5) 市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、南アルプス警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報については、あらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに「火災・災害等即報要領」に基づき、県及び消防庁に報告する。

資料編	○火災・災害等即報要領	(P146)
	○被災情報の報告様式	(P135)

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、「南アルプス市地域防災計画」に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難住民等の健康維持及び避難先地域の衛生状態保持のため、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するほか、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理等を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民の健康管理のための実施体制の整備に努める。

この場合において、武力攻撃災害等による被災者の精神的ショックや厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするとともに、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、次のとおり感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

ア 市は、中北保健福祉事務所峡北支所等関係機関と連携をとり、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模及び態様に応じて、迅速な防疫活動ができる体制を整備し、必要に応じて適切な措置を行うものとする。

イ 感染症の発生及びまん延を未然に防止するため、避難施設又は衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、「南アルプス市地域防災計画」に準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不

足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

**【特例地域、特例基準について】**

- ① 「特例地域」とは、環境大臣が、大規模な武力攻撃災害の発生により、ガレキなど大量に発生する廃棄物による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときに、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として指定した地域のこと。
- ② 「特例基準」とは、環境大臣が特例地域を指定したときに、特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分の基準、並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準のこと。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、「南アルプス市地域防災計画」の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等の要請を行う。

資料編 ○ 応援協定等一覧 (P126)

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### (3) 公有財産の貸付等の特例

市は、国民保護措置を実施するため必要があると認める場合において、市の所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができるものとする。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路の管理者である市は、当該道路を適切に管理する。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 【特殊標章等の意義について】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 1 国民保護法で規定される特殊標章等

#### (1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

#### (2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は、資料編参照）

#### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

資料編 ○ 特殊標章及び身分証明書 （P154）

### 2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、交付要綱を作成し、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

交 付 者	交 付 対 象 者
市 長	① 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの ② 消防団長及び消防団員 ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消 防 長	① 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ② 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

	③ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
水防管理者	① 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者 ② 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ③ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### 3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線など関係機関との通信に必要な機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

##### (1) ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### (2) 市が管理する道路の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向性を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

### 4 受援等に関する費用の支弁

#### (1) 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

市は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、市は、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をした他の地方公共団体の長等に一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(2) 市長が救援の事務を行う場合の県による費用の支弁

県は、知事が救援に関する措置の一部を市長に委任したときは、その費用を支弁することとされている。

## 5 起債の特例

市は、地方税、使用料、その他徴収金で総務省令に定めるものの武力攻撃災害のための減免による財政収入の不足を補うため、及び国民保護措置その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用の財源とするため、地方債をもって財源とすることができる。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章「2 緊急処理事態」に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

### 3 通報及び初動体制

市長は、状況に応じて、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うとともに、職員及び消防職団員等を指揮し住民の誘導を行う。

### 4 現場における救助活動

市長（市長の措置を待ついとまがないとき又は要請があったときは警察官）は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命じ、二次災害の防止を図る。

資 料 編

## 〔関係機関等〕

### ○関係機関連絡先一覧

#### 1 市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
南アルプス市役所	南アルプス市小笠原376	055-282-6494	055-282-1112
八田支所	〃 榎原800	055-282-5600	055-285-2686
白根支所	〃 飯野2806	055-283-3000	055-282-6483
芦安支所	〃 芦安芦倉518	055-282-5577	055-288-2114
若草支所	〃 寺部725-1	055-282-3100	055-282-2900
甲西支所	〃 鮎沢1212	055-282-3120	055-282-3491
上下水道局	〃 飯野3303	055-282-2016	055-284-4889
教育委員会	〃 鮎沢1212	055-282-7777	055-282-6427
白根CATV	〃 飯野2970	055-282-6611	

#### 2 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	県防災行政無線
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1丁目6-1	055-223-1432	055-223-1439	*9-200-2513
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3057	0551-23-3012	*9-400-2021
中北建設事務所	甲府市貢川2-1-8	055-224-1660	055-224-1675	
〃 峡北支所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3060	0551-23-3014	*9-400-7006
中北保健福祉事務所	甲府市太田町9-1	055-237-1381	055-235-7115	
〃 峡北支所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3071	0551-23-3075	*9-400-3001
中北農務事務所	〃 本町4-2-4	0551-23-3078	0551-23-3080	*9-400-5006
中北林務環境事務所	〃 本町4-2-4	0551-23-3090	0551-23-3097	*9-400-6006
山梨県病害虫防除所	甲斐市下今井1100	0551-28-2496	0551-28-4909	
山梨県西部家畜保健衛生所	韮崎市本町3-5-24	0551-22-0771	0551-22-6728	
山梨県教育委員会	甲府市丸の内1丁目6-1	055-223-1741	055-223-1744	*9-200-8055

#### 3 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
総務省消防庁国民保護室	東京都千代田区霞が関2丁目1-2	03-5253-7550	03-5253-7543

#### 4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
甲府河川国道事務所	甲府市緑ヶ丘1丁目10-1	055-252-5491	055-252-0801
甲府地方気象台	〃 飯田4丁目7-29	055-222-9101	055-222-9101
山梨農政事務所	〃 丸の内3丁目5-9	055-226-6611	055-237-4452
山梨森林管理事務所	〃 宮前町7-7	055-253-1336	055-252-9935

## 5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	県防災行政無線
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気3-21-15	055-237-0554	055-227-2556	215
東京電力パワーグリッド(株)	甲府市丸の内1-10-7	0120-995-007	055-227-1180	
山梨総支社		上記不通の場合 055-215-5110		
日本放送協会甲府放送局	甲府市飯田3-10-20	055-222-1311	055-237-5446	
日本赤十字社山梨県支部	〃 池田1-6-1	055-251-6711	055-254-0351	
南アルプス郵便局	南アルプス市下宮地563-4	055-283-4049	055-284-4890	
白根郵便局	〃 在家塚1195-4	055-283-2326	055-284-4399	
榑郵便局	〃 上宮地366	055-283-0905		
中日本高速道路(株)八王子 支社甲府保全センター	中巨摩郡昭和町西城2858	055-275-5121		

## 6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
(社)山梨県バス協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-1201	055-262-1202
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝1丁目22-11	055-228-4171	055-228-4173

## 7 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
南アルプス警察署	南アルプス市十五所759-2	055-282-0110	055-282-2409

## 8 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
南アルプス市消防本部	南アルプス市十五所1014	055-283-0119	055-284-6071
南アルプス消防署	〃 〃	〃	〃
八田消防署	〃 六科1107-60	055-285-0119	055-285-6645
甲西分遣所	〃 宮沢301-1	055-284-0119	055-284-0119

## 9 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線
陸上自衛隊東部方面総監部	東京都練馬区大泉学園町	048-460-1711	435
陸上自衛隊第1特科隊	南都留郡忍野村忍草3093	0555-84-3135	
航空自衛隊中部航空方面隊	埼玉県狭山市稻荷山2-3	042-953-6131	
自衛隊山梨地方協力本部	甲府市丸の内1-1-18甲府合同庁舎	055-253-1591	

## 10 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
三郡衛生組合	南アルプス市東南湖1070	055-284-0432	055-284-0691
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	055-273-5665	055-273-5665

## 11 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
中巨摩医師会	南アルプス市山寺35-4 (事務局)	055-283-3472	055-283-4544
J A南アルプス市	〃 小笠原455	055-283-7111	055-283-7125
南アルプス市社会福祉協議会	〃 鏡中條1642-2	055-283-8711	055-283-4167
南アルプス市建設安全協議会	〃 西野2229	055-282-2554	
南アルプス市商工会	〃 寺部971	055-280-3730	055-280-3731
楡形森林組合	〃 曲輪田1113-3	055-283-0553	055-282-2088
峡西CATV	〃 小笠原1106-2	055-283-8383	055-284-4137
白根ケーブルネットワーク	〃 飯野2970	055-282-6611	055-282-6613

## ○山梨県市長会構成13市連絡先一覧

名 称	担当部署		所在地	電話番号	F A X 番号
甲 府 市	危機管理室 防災企画課	防災企画係	丸の内1丁目18-1	055-237-5331	055-237-9911
富 士 吉 田 市	安全対策課	防災担当	下吉田1842	0555-22-1111	0555-22-0703
都 留 市	総務課行政防災室	危機管理担当	上谷1丁目1-1	0554-43-1111	0554-43-5049
山 梨 市	防災危機管理課	消防防災担当	小原西843	0553-22-1111	0553-22-2800
大 月 市	総務管理課	防災行革担当	大月2丁目6-20	0554-22-2111	0554-23-1216
韮 崎 市	総務課	危機管理担当	水神1丁目3-1	0551-22-1111	0551-22-8479
南アルプス市	防災危機管理課	防災担当	小笠原376	055-282-1111	055-282-1112
北 杜 市	消防防災課	防災担当	須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1323	0551-42-1122
甲 斐 市	防災危機管理課	防災減災係	篠原2610	055-276-1676	055-276-7215
笛 吹 市	防災危機管理課	消防防災担当	石和町市部777	055-262-4111	055-262-4115
上 野 原 市	危機管理室	危機管理担当	上野原3832	0554-62-3145	0554-62-5333
甲 州 市	防災危機管理室	防災行政担当	塩山上於曾1040	0553-32-2111	0553-32-1818
中 央 市	危機管理課	防災担当	白井阿原301-1	055-274-8519	055-274-7130

## ○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧

都道府県	市町村名	連絡先	担当	電話番号	F A X 番号
長野県	佐久市	庶務課		0267—62—2111 (代)	
長野県	佐久穂町	総務課		0267—86—2525 (代)	0267—86—4935
長野県	小海町	町民課	生活環境係	0267—92—2525	0267—92—4335
長野県	川上村	総務課		0267—97—2121	
長野県	南牧村	総務課	総務係	0267—96—2211 (代)	0267—96—2158
長野県	南相木村	総務課		0267—78—2121 (代)	0267—78—2139
長野県	北相木村	総務課		0267—77—2111 (代)	
山梨県	甲府市	防災対策課		055—237—5331 (直)	
山梨県	韮崎市	総務室	防災交通	0551—22—1111 (代)	0551—22—8479
山梨県	甲斐市	総務課	消防交通係	055—276—2111 (代)	055—276—7215
山梨県	北杜市	総務課	総務係	0551—42—1311 (直)	
山梨県	中央市	企画財政課	行政係	055—274—1111 (代)	055—274—1130
山梨県	昭和町	企画財政課	行政係	055—275—1111 (代)	0280—62—3464
山梨県	市川三郷町	総務課	防災防犯係	055—272—1101 (代)	055—272—2525
山梨県	富士川町	防災課		0556—22—1111 (代)	0556—22—3177
山梨県	身延町	総務課	交通防災係	0556—42—2111 (代)	0556—42—2127
山梨県	早川町	総務課	庶務係	0556—45—2511 (代)	0556—20—5000
山梨県	南部町	総務課	交通防災係	0556—66—2111 (代)	0556—66—2190
静岡県	静岡市	防災部		054—254—2111 (代)	0584—53—2170

## ○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧

都道府県	市町村名	連絡先	担当	電話番号	F A X 番号
北海道	長万部町	総務課		01377—2—2000 (代)	01377—2—4884
北海道	厚岸町	総務課		0153—52—3131 (代)	0153—52—3138
宮城県	多賀城市	交通防災課	消防防災係	022—368—1141 (代)	
山形県	長井市			0238—84—2111 (代)	0238—83—1070
福島県	鏡石町	総務課		0248—62—2111 (代)	0248—62—6553
福島県	会津三里町	総務課	消防交通係	0242—55—1122 (代)	0242—55—1199
新潟県	新発田市	地域安全課		0254—22—3101 (代)	0254—22—3110
茨城県	潮来市	総務課		0299—63—1111 (代)	
千葉県	香取市	総務課		0478—54—1111 (代)	0478—52—4566
千葉県	佐倉市	防災防犯課		043—484—1111 (代)	043—486—2502
山梨県	南アルプス市	防災危機管理課		055—282—1111 (代)	055—282—1112
静岡県	伊豆の国市 (伊豆長岡町)	安全対策課		055—948—1412 (直)	055—948—1169
滋賀県	野州市	消防防災室		077—587—1121 (代)	077—587—4033

## ○南アルプス市国民保護協議会委員名簿一覧

委員区分	役 職 名
会 長	南アルプス市長
第 1 号 委 員	国土交通省甲府河川国道事務所長
第 2 号 委 員	自衛隊第一特科隊第一中隊長
第 3 号 委 員	中北地域県民センター所長
	南アルプス警察署長
第 4 号 委 員	南アルプス市副市長
第 5 号 委 員	南アルプス市教育長
	南アルプス市消防長
第 6 号 委 員	南アルプス市総務部長
	〃 総合政策部長
	〃 市民部長
	〃 保健福祉部長
	〃 産業観光部長
	〃 建設部長
	〃 会計管理者
	〃 教育部長
	〃 上下水道局長
	〃 議会事務局長
第 7 号 委 員	東日本電信電話（株）山梨支店災害対策室長
	東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社櫛形事務所次長（渉外担当）
	中日本高速道路（株）八王子支社甲府保全センター所長
	日本赤十字社山梨県支部事務局長
	中巨摩医師会副会長
	山梨交通（株）社長
第 8 号 委 員	南アルプス市消防団長
	南アルプス市自治会連合会会長
	南アルプス市女性団体連絡協議会会長
	南アルプス市赤十字奉仕団委員長
	南アルプス市愛育会会長
	南アルプス市食生活改善推進会会長

## ○市対策本部長等の代替職員

職 名	名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市対策本部長	市長	副市長	教育長	総務部長
市対策副本部長	副市長	教育長	総務部長	
市対策副本部長	教育長	総務部長		
市対策本部員	市長部局の各部長・上下水道局長・消防長・会計管理者・教育部長・議会事務局長・総務課長・秘書課長	各対策部の幹事課長		

# 〔救援施設〕

## ○指定避難施設一覧

番号	施設		管理する担当窓口			取寄人員		避難施設の面積		保有設備						構造	災害の指定避難場所として上の避難所	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	備考			
	名称	所在地	連絡先 電話	FAX	管理者名	名称	連絡先 電話	FAX	屋内 (人)	屋外 (人)	屋内部分 面積 (㎡)	屋外部分 面積 (㎡)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備						冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター
1	八田小学校	野牛島2222	055-285-0035	055-285-5775	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427	2,772	6,752	5,543	13,504	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○
2	白根源小学校	有野491	055-285-1128	055-285-5940	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427		2,911	3,649	5,822	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○
3	白根飯野小学校	飯野1972-1	055-283-1362	055-283-0845	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427	1,892	5,425	3,784	10,849	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○
4	白根栗小学校	西野2311	055-283-1361	055-283-0837	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427	1,890	5,227	3,779	10,454	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○
5	白根百田小学校	百々2300	055-285-3766	055-285-5468	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427		5,861	4,904	11,722	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	×	○
6	芦安小学校	芦安通335	055-288-2006	055-288-2727	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427	1,281	924	2,562	1,848	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	×
7	若草小学校	寺部740	055-282-1527	055-282-7521	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427	2,901	6,717	5,801	13,433	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○
8	若草南小学校	藤田11130-1	055-282-6500	055-282-6523	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427	2,983	6,692	5,965	13,384	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○
9	小笠原小学校	小笠原441	055-282-0116	055-282-0143	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427	3,219	5,656	6,437	11,311	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○
10	楡形北小学校	楡園813	055-282-2427	055-282-2518	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427	2,126	5,859	4,252	11,717	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○
11	楡形西小学校	上市之瀬727	055-282-0142	055-282-0183	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427	1,354	3,960	2,707	7,920	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	×	○
12	豊小学校	吉田787	055-283-5115	055-283-5116	市教育委員会	学校教育課	055-282-7777	055-282-6427		4,169	4,634	8,338	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	×	○









## ○給水施設・設備等一覧

### 1 上水道施設の現況

施設名	所在地	種類	最大確保飲料水量	備考
駒場浄水場	有野2525	配水池	2,500m <sup>3</sup>	自家発電機
有野配水池	有野北新田2647	配水池	1,500m <sup>3</sup>	
飯野上手配水池	飯野637—1	配水池	2,500m <sup>3</sup>	
三宮神配水池	飯野1627—2	配水池、水源地	1,800m <sup>3</sup>	
巨摩中配水池	飯野2860—2	配水池、水源地	900m <sup>3</sup>	
桃園配水池	桃園240	配水池	1,400m <sup>3</sup>	
八田配水池	野牛島1288	配水池、水源地	1,400m <sup>3</sup>	自家発電機
十日市場配水場	十日市場1586—1	配水池、水源地	1,200m <sup>3</sup>	自家発電機
鏡中條配水場	鏡中條187	配水池、水源地	500m <sup>3</sup>	
藤田配水場	藤田187	配水池、水源地	1,000m <sup>3</sup>	自家発電機
下市之瀬第1配水場	下市之瀬塚田736—1	配水池	410m <sup>3</sup>	
中丸地区配水池	湯沢2628—2	配水池	50m <sup>3</sup>	
江原配水場	江原97—1	配水池	5,400m <sup>3</sup>	
湯沢浄水場	湯沢1862—1	配水池、水源地	110m <sup>3</sup>	

### 2 飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況

施設名	所在地	施設能力
市役所白根支所	飯野2806	100m <sup>3</sup>
白根B&G海洋センター	百々3468—65	100m <sup>3</sup>

## ○関係医療機関一覧

### 1 災害拠点病院等

区分	医療機関名	病床数	所在地	電話番号	FAX番号
基幹災害 拠点病院	山梨県立中央病院	669	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	055-253-8011
基幹災害 支援病院	山梨大学医学部附 属病院	560	中央市下河東1110	055-273-1111	055-273-7108
〃	山梨赤十字病院	214	富士河口湖町船津6663-1	0555-72-2222	0555-73-1385
地域災害 拠点病院	白根徳洲会病院	145	南アルプス市西野2294-2	055-284-7711	055-284-7721
地域災害 支援病院	巨摩共立病院	105	南アルプス市桃園340	055-283-3131	055-282-5614
〃	宮川病院	41	〃 上今諏訪1750	055-282-1107	055-282-1108
〃	高原病院	42	〃 荊沢255	055-282-1455	055-284-3877

### 2 第一種感染症指定医療機関

医療機関名	病床数	所在地	電話番号	FAX番号
山梨県立中央病院	2	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	055-253-8011

### 3 第二種感染症指定医療機関

医療機関名	病床数	所在地	電話番号	FAX番号
峡南医療センター富士川病院	4	富士川町鯉沢340-1	0556-22-3135	0556-22-3884

注1 第一種感染症指定医療機関：一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、SARS、痘そう）及び二類感染症に対応

注2 第二種感染症指定医療機関：二類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性灰白髄炎、ジフテリア）に対応

### 4 救命救急センター

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号
山梨県立中央病院高等救命救急センター	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	

### 5 血液センター

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号
日本赤十字社 山梨県赤十字血液センター	甲府市池田1-6-1	055-251-5891	055-252-1203

## 6 市内医療機関

### (1) 救急病院

施設名	所在地	電話番号	診療科目
宮川病院	上今諏訪1750	282—1107	内消外整
巨摩共立病院	桃園340	283—3131	内神内呼消循小外整眼耳リハ放
青沼整形外科	小笠原1611—1	282—0811	整形リハ放
白根徳洲会病院	西野2294—2	284—7711	内外整小産婦リハ放泌循脳眼耳麻歯口

### (2) 病院

施設名	所在地	電話番号	診療科目
宮川病院	上今諏訪1750	282—1107	内消外整
特定医療法人 南山会峡西病院	下宮地421	282—2151	精神神内
巨摩共立病院	桃園340	283—3131	内神内呼消循小外整眼耳リハ放
高原病院	荊沢255	282—1455	内消循
白根徳洲会病院	西野2294—2	284—7711	内外整小産婦リハ放泌循脳眼耳麻歯口

### (3) 診療所（一般）

施設名	所在地	電話番号	診療科目
井口クリニック	上八田140—89	285—0125	内消循環呼
女性クリニック秋山医院	在家塚155	282—2017	内小産婦
飯村医院	飯野2930—1	280—1100	内アレル
医療法人 藤和会 齊藤医院	在家塚1189	284—5771	内消
高畑内科小児科医院	飯野2753	283—2955	内小
やまびこ小児科 クリニック	鮎沢1363	284—8015	小
白根なかざわクリニック	在家塚52—6	280—8800	内神経
小川皮膚科クリニック	加賀美3258	283—1112	皮
この内科クリニック	桃園1688—3	284—2397	内消
もちづき整形外科リハビリ クリニック	在家塚68—1	287—7600	整リハリウマチ
津久井胃腸科医院	加賀美2885	284—6311	内外
青沼整形外科	小笠原1611—1	282—0811	整形内形成リウマチリハ放
まつぎきクリニック	下宮地624	2872—8787	耳鼻咽喉アレル
クリニックいのうえ	吉田1260—8	283—1311	内胃腸外
小池医院	小笠原1717	282—0304	内循
皮膚科・泌尿器科 近藤医院	小笠原1560—2	282—0432	皮泌

笹本クリニック	下宮地433—1	282—4114	外内消心療整
はなわ眼科	在家塚641—2	288—0852	眼
こもれびこども クリニック	在家塚67—1	298—4000	小
堀内眼科	小笠原386	282—0229	眼
ハートクリニックゆたか	十五所633—6	283—1175	内循
いやま整形外科クリニック	古市場175—1	282—8688	整リハ
アルプスこども クリニック	吉田864—1	283—5005	小
志村内科医院	荊沢410	282—3646	内小呼消麻酔
小林内科クリニック	江原1595—1	280—3378	内循
あんどろ皮フ科 クリニック	上今諏訪1315—22	280—2222	皮アレル
アルプス腎クリニック	上今諏訪732—2	269—7315	人口透析腎臓泌
北岳診療所	芦安芦倉野呂川西方 1684	282—6294 観光商工課	内外 (夏季のみ)

#### (4) 診療所 (歯科)

施設名	所在地	電話番号
大芝歯科医院	野牛島2360	285—0999
シマハラ歯科医院	六科1186—21	285—2224
医療法人社団アヴァンティ岡部歯科医院	飯野3633—1	282—2418
中島歯科医院	在家塚1199	284—2029
はせべ歯科医院	上今諏訪1263	282—0101
さくら歯科クリニック	上今諏訪1797—1	280—3315
飯野歯科医院	藤田608	284—1124
石澤歯科クリニック	藤田2609—5	283—6060
金丸歯科医院	下今井274—2	282—1191
わかくさ歯科	加賀美2626	269—8299
大森歯科医院	小笠原1717	282—0140
なかむら歯科	藤田1356—2	284—6402
巨摩共立歯科診療所	桃園340—1	283—4100
近藤歯科医院	小笠原352—1	284—3655
塩高歯科医院	吉田352	282—1772
つちや歯科医院	小笠原518	284—1005
名取歯科医院	沢登922—1	282—1184
ヤマモト歯科クリニック	小笠原763—1	283—1059

渡辺歯科医院	小笠原1274	282—0205
くわしま歯科クリニック	小笠原2494	283—7780
淡路歯科医院	鮎沢1182—1	284—3982
川手歯科医院	古市場480	282—1023
小林歯科医院	下宮地562	283—4512
志村歯科医院	荊沢347	282—1028
望月歯科	東南湖706	284—4520
おざわ歯科クリニック	上宮地765	283—1182
深沢デンタルクリニック	古市場875	284—68754
さいとう歯科クリニック	沢登863—2	284—0081
かえで歯科矯正クリニック	十五所西原746—2	269—7171
オリーブ歯科クリニック	在家塚471—3	242—8828

## 7 中毒情報センター

施設名	所在地	電話番号
(財)日本中毒情報センター	茨城県つくば市天久保1—1—1	(029)851—9999

## ○飛行場外離着陸場等一覧

市町村名	場外離着陸場	緊急離着陸場
南アルプス市	楯形総合公園日世南アルプススタジアム、甲西市民総合グラウンド、西地区多目的活性化広場	白根中央公園ホッケー場、楯形総合公園芝生広場、遊・湯ふれあい公園芝生広場、芦安中央スポーツ広場

## ○ヘリコプター主要発着場一覧

指定区分	所 属 地		ヘリポート等の名称		施設管理者又は占有者	施 設 模 式			広 幅 × 長さ (m)	消 防 署 (所) の 間 隔 (分)	地 域 防 災 計 画 上
	市 町 村	住 所	専 用	名 称		大 型	中 型	小 型			
	南アルプス市	六科1588		榑宮入バルブ製作所 甲府工場グラウンド	榑 宮 入 バ ル プ	○			95×100	3	○
	〃	野牛島2222		八田小学校校庭	学 校 長	○			100×300	10	○
	〃	六科		御勅使南公園	山 梨 県	○			150×100	3	
	〃	加賀美2943		若草中学校校庭	学 校 長	○			100× 80	7	○
	〃	寺部740		若草小学校校庭	〃	○			100×100	8	○
	〃	藤田1600— 3		藤田スポーツ広場	市 長			○	45× 65	10	
	〃	鏡中條741		鏡中條スポーツ広場	〃			○	50× 70	12	
	〃	小笠原985		楯形中学校校庭	学 校 長			○	70×150	5	○
	〃	曲輪田420		榑日立Astemo グラウンド	(株) 日 立 Astemo			○	80× 80	15	
	〃	小笠原1500		巨摩高校校庭	学 校 長	○			100×200	5	○
	〃	小笠原441		小笠原小学校校庭	〃			○	60×100	5	○
	〃	上市之瀬727		西小学校校庭	〃			○	60× 80	15	○
	〃	吉田787		豊小学校校庭	〃			○	60× 80	15	○
	〃	桃園813		北小学校校庭	〃			○	60×100	15	○
○	〃	古市場150		甲西中学校校庭	〃			○	82× 88	8	○
○	〃	古市場181— 1		大明小学校校庭	〃			○	80× 68	8	○
○	〃	西南湖3204— 1		南湖小学校校庭	〃			○	66× 80	10	○
○	〃	落合1092		落合小学校校庭	〃			○	72× 70	15	○
○	〃	宮沢362— 4		甲西市民総合グラウン ド	市 長	○			130×100	10	
	〃	飯野1972— 1		白根飯野小学校校庭	学 校 長			○	60× 70	7	○
	〃	西野2311		白根東小学校校庭	〃			○	60× 80	10	○

		〃	百々2300	白根百田小学校校庭	〃	○		80×120	5	
		〃	有野490	白根源小学校校庭	〃		○	50× 60	5	○
		〃	飯野2860— 2	白根巨摩中学校校庭	〃	○		80×100	9	○
		〃	百々1990— 1	白根御勅使中学校校庭	〃		○	70×100	3	
		〃	上今諏訪1180	白根高校校庭	〃	○		120×120	12	
		〃	飯野新田1237	飯丘スポーツグラウンド	市 長		○	60× 70	7	
		〃	芦安安通335	芦安小学校校庭	学 校 長		○	60× 80	20	○
		〃	芦安芦倉野呂川入	広河原ヘリポート	山 梨 県	○		75×150	60	

## ○自衛隊宿泊予定施設一覧

市町村名	名 称	所 在 地	宿 泊 可 能 員 人	備 考
南アルプス市	白根御勅使中学校体育館	南アルプス市百々1990—1	200人	
〃	八 田 保 育 所	〃 榎原863—7	100	
〃	八 田 果 実 共 選 場	〃 榎原719	200	
〃	八田農業者トレーニングセンター	〃 野牛島2222	200	
〃	高度農業情報センター	〃 榎原800	200	
〃	白根巨摩中学校体育館	〃 飯野2860—2	150	
〃	白根東小学校体育館	〃 西野2311	130	
〃	白根飯野小学校体育館	〃 飯野1972—1	130	
〃	白根源小学校体育館	〃 有野490	130	
〃	芦安小学校体育館	〃 安通335	100	
〃	芦 安 中 学 校	〃 安通352	100	
〃	若 草 小 学 校	〃 寺部740	300	
〃	若草中学校体育館	〃 加賀美2943	250	
〃	巨摩高校体育館	〃 小笠原1500	330	
〃	櫛形中学校体育館	〃 小笠原985	200	
〃	小笠原小学校体育館	〃 小笠原441	250	
〃	櫛形社会福祉会館	〃 小笠原471—8	70	
〃	甲西中学校体育館	〃 古市場150	200	
〃	大明小学校体育館	〃 古市場181—1	150	
〃	南湖小学校体育館	〃 西南湖3024—1	150	
〃	甲西保健福祉センター	〃 古市場323	80	

## ○応急仮設住宅建設候補地一覧

番号	候補地の名称	所在地	土地所有者	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建設戸数 (戸)	特記事項
1	ハッピーパーク	南アルプス市徳永410番地	市有地	14,300	20	県道南アルプス甲斐線沿い
2	八田野球場	南アルプス市榎原600番地	市有地	8,000	85	
3	白根中央公園	南アルプス市百々3468番地6	市有地	52,000	105	
4	南アルプス市若草グラウンド	南アルプス市寺部720番地	市有地	18,000	89	
5	西地区多目的活性化広場	南アルプス市平岡1214番地	市有地	8,000	114	
6	南アルプス市櫛形総合公園(公園西側駐車場)	南アルプス市桃園1600番地	市有地	30,000	123	
7	南アルプス市櫛形総合公園(コミュニティール駐車場)	南アルプス市桃園1600番地	市有地	5,000	30	
8	南アルプス市櫛形総合体育館駐車場	南アルプス市桃園1600番地	市有地	4,600	36	
9	南アルプス市甲西市民総合グラウンド	南アルプス市宮沢288番地3	市有地	15,734	183	
10	甲西体育センター西側グラウンド	南アルプス市宮沢413番地3	市有地	7,000	90	
合 計 ( 1 0 箇所)				162,634	1,137	

# 〔消防関係〕

## ○消防力の現況

### 1 消防署

平成30年4月1日現在

種別 所属	指令車	連絡車	指令連絡車	資機材運搬車	広報車	災害対策車	支援積載車	防災広報車	普通ポンプ車	水槽車	化学車	救助工作車	積載車	電源車	はしご車	救急車	予備救急車
南アルプス市消防本部	1	1		1	1	1	1	1					1				
南アルプス消防署									1	1	1	1	1	1	1	2	1
甲西分遣所										1						1	
八田消防署			1						1	1						1	
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	1	1	2	1	1	4	1

### 2 消防団

令和2年10月1日現在

種別 分団別	水槽付ポンプ車	普通ポンプ車	可搬式ポンプ積載車	合計
八田分団		4	2	6
白根分団	1	8		9
芦安分団		1	3	4
若草分団		6	1	7
櫛形分団	1	10	2	13
甲西分団		4	5	9
合計	2	33	13	48

## ○消防水利一覽

令和2年3月31日現在

地区別	水利種別	消 火 栓	防 火 水 槽				そ の 他			合 計	
			100 m <sup>3</sup> 以 上	51 m <sup>3</sup> 〜 100 m <sup>3</sup> 未 満	50 m <sup>3</sup> 以 下	う ち 耐 震 性	小 計	プ ー ル	た め 池		小 計
八 田 地 区		73	2	11	60	9	73		—		146
白 根 地 区		364	10	59	117	34	186		—		550
芦 安 地 区		28	0	4	18	6	22		—		50
若 草 地 区		281	1	29	39	27	69	4	5	9	359
櫛 形 地 区		479	4	90	167	61	261	5	2	7	747
甲 西 地 区		460	5	30	81	16	116	4	1	5	581
合 計		1,685	22	223	482	153	727	13	8	21	2,433

## ○地区別危険物施設設置状況一覽

令和2年10月1日現在

地区別	製造所等の別	計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
				小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク 貯 蔵 所	屋 内 タンク 貯 蔵 所	地 下 タンク 貯 蔵 所	簡 易 タンク 貯 蔵 所	移 動 タンク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	一 般 取 扱 所
八 田 地 区		54	—	37	8	7	—	4	1	15	2	17	12	5
白 根 地 区		69	—	36	4	5	—	16	—	11	—	33	22	11
芦 安 地 区		14	—	10	—	4	—	—	—	3	3	4	3	1
若 草 地 区		27	—	17	1	4	—	4	—	8	—	10	9	1
櫛 形 地 区		53	—	33	7	6	—	16	1	4	—	20	9	11
甲 西 地 区		77	1	55	15	14	—	12	—	13	1	21	11	10
合 計		294	1	188	35	40	—	52	2	54	6	105	66	39

# 〔応援協定等〕

## ○応援協定等一覧

(協定書等の細部については、「南アルプス市地域防災計画」資料編を参照)

No.	締結日		協定等名	協定等内容	備考
	締結先				
1	平成7年3月20日	山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	山梨県	災害時、市長が航空機の応援が必要と判断する場合には、山梨県知事に航空機の応援要請をすることができる。	
2	平成9年8月6日	災害時における相互応援に関する協定書	山梨県一甲府市・韮崎市・北杜市・南アルプス市・中央市・昭和町・富士河口湖町・市川三郷町・身延町・富士川町・南部町・早川町 長野県一佐久市・佐久穂町・小海町・川上村・南相木町・北相木町 静岡県一静岡市	①救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 ②被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣 ③被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 ④食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 ⑤救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 ⑥被災者を一時収容するための施設の提供 ⑦その他、特に要請のあった事項	中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村
3	平成12年4月26日	全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書	北海道一長万部・厚岸町 宮城県一多賀城市 山形県一長井市 福島県一鏡石町・会津美里町 新潟県一新潟市 茨城県一潮来市 千葉県一香取市・佐倉市 千葉県一香取市 山梨県一南アルプス市 静岡県一伊豆の国市 滋賀県一野洲市	①災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援 ②被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援 ③備蓄物資及び資機材、車両の提供及び斡旋 ④被災者の一時収容のための施設の提供と斡旋 ⑤その他、特に必要と認める事項	全国あやめサミット連絡協議会加盟自治体
4	平成15年4月1日	山梨県震度情報ネットワークの運用に係る協定	山梨県	本庁、八田支所、白根支所、芦安支所、若草支所、甲西支所の6箇所に震度計を設置する。	
5	平成17年4月17日	災害時非常無線通信の協力に関する協定	南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡協議会	市内の被害状況、避難状況等の情報の収集及び伝達	
6	平成17年8月23日	災害時における物資の供給応援に関する協定書	南アルプス市商工会	食料、飲料水及び生活必需品等の物資の提供及び運搬	
7	平成18年5月29日	災害時緊急応援対策実施に関する協定書	南アルプス市電気設備安全協議会	①災害復旧に係る技術員の優先的協力 ②災害復旧に係る資材、発電機等の提供	
8	平成19年1月12日	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・韮崎市・甲斐市・笛吹市・南アルプス市・北杜市・上野原市・山梨市・甲州市・中央市	①食料、飲料水及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供 ②救援及び救援活動に必要な車両の提供 ③被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 ④被災者等を一時受け入れるための施設の提供 ⑤救援及び応急復旧に必要な職員等の派遣	山梨県市長会
9	平成19年6月7日	山梨県防災行政無線局に関する協定書	山梨県	災害対策基本法に基づき、災害対策に係わる事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため山梨県防災行政無線局を設置する。(本庁舎内)	
10	平成19年6月22日	山梨県防災行政無線局の設置・管理・運営に関する協定書	山梨県	災害対策基本法に基づき、災害対策に係わる事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため山梨県防災行政無線局を設置する。(榎形陸上競技場 放送室内)	
11	平成20年7月28日	災害時における生活必需品の調達に関する協定書	株式会社スリのサンロード 株式会社くらがねや 株式会社オギノ 株式会社いちやまマート	災害救助に必要な物資(食料、衣料、日用品、燃料、医薬品等)の調達・運搬	
12	平成20年7月28日	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	山梨県トラック協会峡西支部 赤帽山梨県軽自動車運送協同組合	災害時の物資等の緊急輸送	
13	平成20年10月31日	特設公衆電話設置に関する覚書	東日本電信電話株式会社 山梨支店	災害発生時に広域避難場所に緊急措置として、り災者の通話手段確保のため特設公衆電話の設置	
14	平成21年10月7日	南アルプス市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力株式会社 山梨支店	電力供給に係わる事故停電が発生した場合、独自の速やかな広報活動が出来ない場合は市防災無線による広報を依頼し、市は依頼を受けた場合速やかに市民に対し防災無線で広報する。	
15	平成21年11月16日	災害時における応急対策の協力に関する協定書	南アルプス市建築安全協議会	①市が管理する建築物及び施設の機能の確保等、緊急を要する応急復旧作業 ②緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送 ③その他市が必要と認める緊急応急作業	
16	平成22年9月16日	災害時における救援物資提供に関する協定書	わらべや日洋株式会社	①災害時の物資(食料)の製造 ②物資の運搬	
17	平成23年1月27日	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	生活協同組合市民生協やまなし	①災害時における物資の調達 ②市以外の災害救助のための物資の調達	
18	平成23年2月1日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	災害時における各種情報交換	
19	平成24年3月9日	災害時における救援物資提供に関する協定書	巨摩野農業協同組合一南アルプス市農業協同組合	南アルプス市内に震度5弱以上の地震若しくは同等以上の災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、市が必要と判断した場合に巨摩野農業共同組合に対し物資の提供を要請出来る。	
20	平成24年3月9日	災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会、山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	市内に災害が発生した場合において、山梨県土地家屋調査士会及び山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力が必要と認める時は、状況調査の実施について協力を要請する事が出来る。	

No.	協定締結日		協定等名	協定内容	備考
	協定締結先				
21	平成24年3月9日	災害応急復旧工事等に関する業務協定書	南アルプス市管工事協同組合	南アルプス市が管理する上水道施設について、地震予知情報発令時の安全措置及び地震災害、風水害その他の災害発生時の機能回復のための応援復旧工事を実施する。	
22	平成24年8月9日	大規模災害等発生時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書	社団法人山梨県建築士会	①災害の状況及び協力を要請する事由 ②応急危険度判定業務の実施内容 ③判定コーディネーター業務の実施内容 ④被災建築物の目視による確認の実施内容 ⑤その他必要な事項	
23	平成24年3月9日	備蓄用飲料に関する協定書	有限会社フジ自販機	有限会社フジ自販機が市に備蓄用飲料を提供し、市が当該飲料を備蓄することにより、災害時に市の職員及び地域住民の災害救援物資として使用する。	
24	平成24年8月17日	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 甲府地区建設業協会	地震、風水害、雪害等の災害により市の管理する道路、河川、建物等の施設に被害が発生し又は発生するおそれがある場合に公共建造物等の機能の確保及び回復を図る事を目的とする応急対策業務の実施に関し、協力を要請する事が出来る。	
25	平成24年11月6日	災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会との相互支援に関する協定書	南アルプス市社会福祉協議会	①災害時における甲が行う救助及び救護活動の実施への協力に関する事項 ②避難所内における避難者の世話及び業務の協力に関する事項 ③避難者に対する炊き出し及び救援物資の配分等に関する事項 ④高齢者及び障害者等への支援及び介助に関する事項 ⑤その他、災害対策業務全般についての協力に関する事項	
26	平成24年11月6日	災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書	南アルプス市自動車事業協議会	①自動車事業協議会の会員事業所が所属する地域の自主防災組織が保有する資機材の保守管理への協力を行う。 ②災害発生時の対応備品として、車載式ジャッキ等の備蓄を希望する自主防災組織へ無償提供する。 ③災害時、市の公用車を含む災害車両及び被災地域の車両に対し、安全確認のため車両点検を実施する。 ④災害時、道路上の通行の障害となる被災車両の排除・移動を実施する。 ⑤災害時、主要道路の損壊等による通行止め或いは交通機関の途絶による、帰宅困難者が発生した場合、一時的な避難所を提供する。	
27	令和4年2月24日	災害時における支援協力に関する協定書	イオンビッグ株式会社	災害救助に必要な物資（食料、生活必需品等）の調達・運搬	マックスバリュ東海(株)から業務移譲
28	平成25年3月29日	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出勤に関する協定書	NPO法人 日本レスキュー協会	救助犬及びセラピードッグの出勤	
29	平成25年3月29日	災害時における支援協力に関する協定書	山梨県環境事業協同組合	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	
30	平成27年2月9日	災害時における支援協力に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害救助に必要な物資（作業関係品、日用品、水、冷暖房機、電気用品、トイレ関係等）の調達・運搬	
31	平成27年2月12日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	①避難勧告や指示など避難に関する情報をヤフーへ掲載 ②災害発生時のキャッシュサイトの公開による負荷軽減 ③Yahoo! JAPANで避難所情報を見られる ④普段から地域の災害に関する情報を発信	
32	平成27年3月31日	災害時におけるLPG等の供給に関する協定書	山梨県エルピーガス協会南アルプス地区	災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化石油ガス等（燃焼器具など必要な設備を含む。以下「LPGガス等」という。）の供給等	
33	平成27年10月7日	災害時における相互応援に関する協定書	東京都荒川区	①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供 ③救援活動その他の活動に必要な車両の提供 ④救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ ⑥前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項	
34	平成27年11月10日	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	災害救助に必要な物資（作業関係品、日用品、水、冷暖房機、電気用品、トイレ関係等）の調達・運搬	
35	平成27年11月27日	災害時における支援協力に関する協定書	株式会社ヨシカワ	機材（建設重機、資機材、車両）の提供を要請	
36	平成27年12月13日	災害時における相互応援に関する協定書	石川県鳳珠郡穴水町	①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供 ③救援活動その他の活動に必要な車両の提供 ④救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ ⑥前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項	
37	平成28年1月13日	災害時における上下水道施設の応急復旧の協力に関する協定書	山梨積水株式会社	①応急復旧活動に必要な資材の確保及び供給対応 ②応急復旧活動中に異常を発見した場合の通報 ③応急復旧活動に関わる緊急・救援車両等の一時的な駐車場の提供 ④市民の帰宅困難時における避難場所としての家屋提供 ⑤その他応急復旧活動に必要な事項	
38	平成28年2月17日	災害時における応急活動の協力に関する協定書	南アルプス市解体工事安全協議会	①住居等の建築物の倒壊に伴う人命救助のための障害物の除去、運搬作業 ②甲が管理する建築物、道路、河川等（以下「公共施設」という。）の機能確保等のため、緊急を要するがれき類等の撤去、運搬作業 ③その他、甲が必要と認める緊急対応作業	
39	平成28年3月11日	災害時における応急活動の協力に関する協定書	一般社団法人山梨県トラック協会	災害時において山梨県トラック協会は設置事業所に備蓄する食料・飲料水等の提供に関して協力を行うものとする。また、南アルプス市の指示で倉庫設置場所近隣の住民に提供するものとする。	

No.	協定締結日		協定等名	協定内容	備考
	協定締結先				
40	平成29年2月13日	大規模災害時における被災者支援に関する協定書	山梨県行政書士会	①行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務 ②被災者支援相談窓口の設置 ③雇災証明書の発行等、甲が災害対策として実施する業務につき乙に協力を要請し、乙が要請に応じて行う甲への会員の派遣 ④その他甲が必要と認める業務	
41	平成28年4月6日	富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書	富士吉田市	富士山火山噴火時における富士吉田市の避難民の受入	
42	平成29年3月17日	災害発生時における南アルプス市と南アルプス市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 南アルプス郵便局	①緊急車両等としての車両の提供（郵便配達用車両は除く） ②甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互協定 ③郵便局ネットワークを活用した広報活動 ④災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ⑤乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供 ⑥避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項 ⑦株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取り扱い ⑧前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項	
43	平成29年3月16日	災害時の医療救護に関する協定	中巨摩医師会南アルプス市班	①傷病者のトリアージ ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供 ③後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定 ④死亡の確認 ⑤死体の検案 ⑥その他必要な措置	
44	平成29年3月16日	災害時の歯科医療救護に関する協定	南アルプス市歯科医師会	①傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供 ②後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定 ③検死・検案等への協力 ④その他必要な処置	
45	平成29年3月16日	災害時の医療機関（薬剤師会）に関する協定	南アルプス市薬剤師会	①傷病者等への調剤及び服薬指導 ②救護所及び医療品集積所等における医薬品の仕分け及び管理 ③甲の要請に基づく医薬品の調達 ④その他必要な処置	
46	平成29年4月19日	富士川流域における大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する覚書	韮崎市・早川町・南アルプス市・北州市・長野県富士見町山梨県県土整備部・長野県建設部・富士川砂防事務所	①富士川流域砂防連絡会における情報交換等 ②防災訓練等の実施 ③相互協力に関する具体的な内容の検討、運用 ④平常時における防災意識の向上に関する活動（講習会等） ⑤その他必要と思われる事項	富士川流域砂防連絡会
47	平成29年7月5日	災害時における生活物資等の支援協力に関する協定書	株式会社アダストサービス	飲料水・衛生消耗品の提供	
48	平成29年12月21日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	レンタル機材の提供	
49	平成30年4月16日	大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	無料法律相談業務の提供	
50	平成30年6月26日	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書	南アルプス・エコ協業組合	災害が発生した場合において、家庭系一般廃棄物の収集運搬業務	
51	平成30年11月26日	災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援に関する協定書	株式会社 ジットセレモニー・南アルプス市農業協同組合	葬祭資機材等の供給及び遺体の安置施設等の提供	
52	平成31年3月27日	災害時における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定書	株式会社サンボー・株式会社ハヤテ コンサルタント	無人航空機（以下「機体」という。）に関する必要な操縦技術等を有する民間業者との連携により、災害現場の映像や画像などを撮影し、災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供。	
53	令和1年5月15日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 東京第一支社	地図製品等の供給及び利用	
54	令和1年6月6日	災害時における応急対策業務に関する協定書	南アルプス市建設安全協議会	災害時に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に公共土木施設等の機能を確保及び回復を図る。 平成19年4月27日付けで締結していたが、市長及び建設協議会長の変更に伴い協定を再締結	
55	令和1年10月3日	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書	小林建設（株）・湯澤工業（株）・（株）岩間建設	ドローンによる被害調査、撮影した情報の提供及び取得した情報を基にした被害状況反映地図の作成等	
56	令和1年10月15日	防犯及び防災における協力に関する協定書	南アルプス市を愛する友の会	南アルプス市民の安全と生活の安全確保のための協力活動及び大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合における協力活動	
57	令和2年8月24日	災害時における支援協力に関する協定書	JA南アルプス市・南アルプス市商工会	救援物資の提供、救援物資及び防災資機材等の集積・配送に関わる施設・資機材及び人員の支援、帰宅困難者に対する避難場所としての施設支援、そして、道路・家屋等の被害を発見した場合の情報提供	
58	令和2年10月1日	災害時の避難場所等の利用に関する覚書	学校法人武蔵野東学園	南アルプス市地域防災計画に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所	
59	令和3年1月26日	災害時における相互協力に関する協定書	山梨トヨタグループ	車両・資機材の貸与及び一時避難場所・支援物資の集積場所として施設の提供	
60	令和3年8月25日	電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社	災害時等における電力の早期回復を図るため、情報連携及び相互に協力する。	

No.	協定締結日	協定等名	協定内容	備考
	協定締結先			
61	令和3年8月25日	災害時の避難所等の利用に関する覚書	南アルプス市地域防災計画に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所	
	山梨県立巨摩高等学校			
62	令和3年8月25日	災害時の避難所等の利用に関する覚書	南アルプス市地域防災計画に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所	
	山梨県立巨摩高等学校			
63	令和3年10月15日	災害時における物資（ユニットハウス等）の支援に関する協定書	災害時にユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の取り扱い可能な物資の支援	
	三協フロンテア株式会社			

# 〔様 式〕

## ○安否情報関係様式

### 様式第1号

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



様式第4号

安否情報照会書

年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申請者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号

安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長) 年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## ○被災情報の報告様式

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
南 アル プ ス 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
  - (1) 発生日時 平成 年 月 日
  - (2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

# 〔 条 例 等 〕

## ○南アルプス市国民保護協議会条例

(平成18年3月27日  
条 例 第 2 号

)

(趣旨)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、南アルプス市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

**第2条** 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

**第3条** 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第5条** 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

**第6条** 協議会は、その定めによるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

**第7条** 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

# ○南アルプス市国民保護対策本部及び南アルプス市 緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月27日)  
条例第3号

(趣旨)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、南アルプス市国民保護対策本部及び南アルプス市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 南アルプス市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、南アルプス市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

**第3条** 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

**第4条** 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

**第5条** 南アルプス市国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に南アルプス市国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）及び南アルプス市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第6条** 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

**第7条** 第2条から前条までの規定は、南アルプス市緊急対処事態対策本部について準用する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

# ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成25年10月1日)

(内閣府告示第229号)

改正 平成26年3月31日内閣府告示第 20号

平成27年3月31日内閣府告示第 45号

平成28年3月31日内閣府告示第 113号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

(救援の程度及び方法)

**第1条** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

**第2条** 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

## 一 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり320円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は266万円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり320円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、266万円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

**第3条** 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,110円以内とすること。

一 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

**第4条** 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	1万8,400円	2万3,700円	3万4,900円	4万1,800円	5万3,000円	7,800円
冬季	3万0,400円	3万9,500円	5万5,000円	6万4,300円	8万0,900円	1万1,100円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

**第5条** 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

## 二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

**第6条** 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

**第7条** 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人21万,400円以内、小人16万8,300円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

**第8条** 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであ

ること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

**第9条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり57万6,000円以内とすること。

(学用品の給与)

**第10条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,300円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,600円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

**第11条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

**第12条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり13万4,800円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

**第13条** 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

**改正文** (平成26年3月31日内閣府告示第20号) 抄  
平成26年4月1日から適用する。

**改正文** (平成27年3月31日内閣府告示第45号) 抄  
平成27年4月1日から適用する。

**改正文** (平成28年3月31日内閣府告示第113号) 抄  
平成28年4月1日から適用する。

# 〔そ の 他〕

## ○火災・災害等即報要領

(昭和59年10月15日)  
消防災第267号消防庁長官)

最近改正 令和元年6月6日消防応第12号

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下、第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

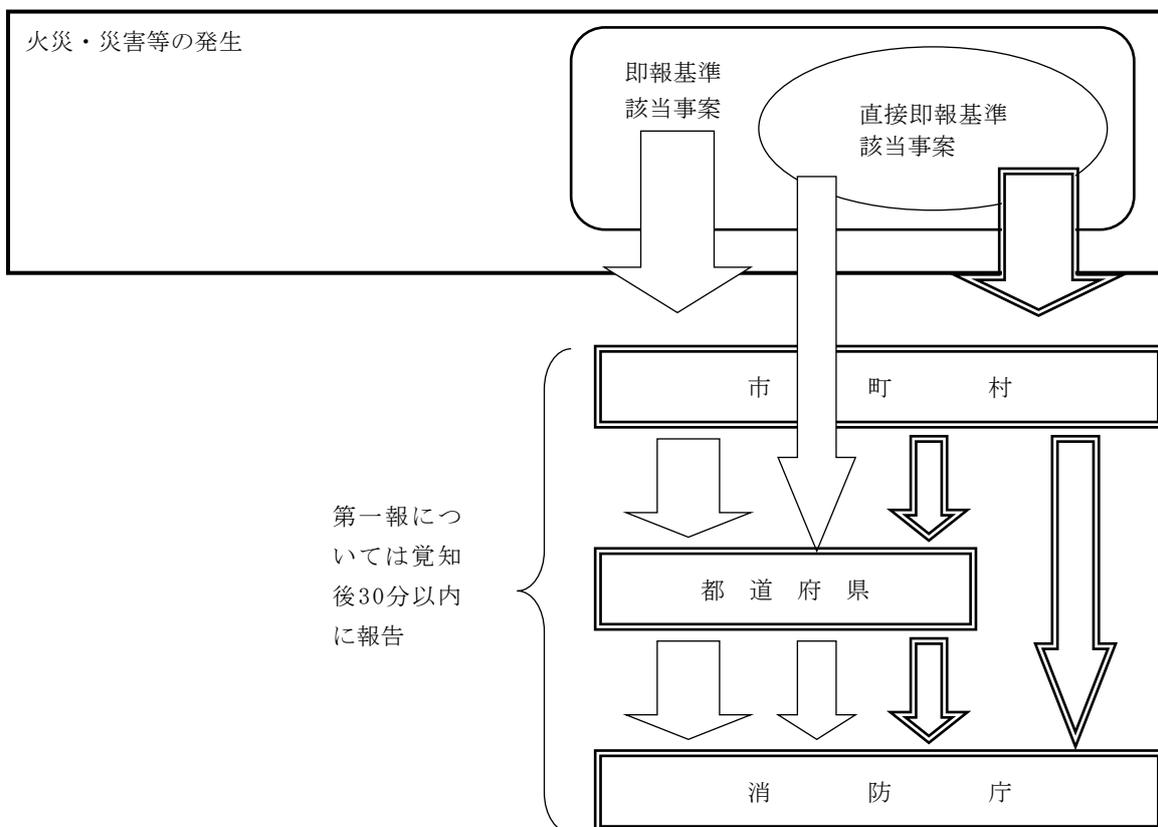
(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合に（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村から

の報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、FAX等により報告するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等又はFAX等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

##### (1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子

力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者、行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、災害等により、消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

###### (イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

###### (ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災

e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

## 3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害

## 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
  - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
  - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
  - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、破堤の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

**第3 直接即報基準**

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

**1 火災等即報**

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

- ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
  - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
  - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

#### (4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) イジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の5)又は6)又は7)のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記

入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

### 3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C の検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

#### <災害即報>

### 4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告する際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_  
 ※爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物    2 林野    3 車両    4 船舶    5 航空機    6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造		建築面積			m <sup>2</sup>
	階層		延べ面積			m <sup>2</sup>
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼棟			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
		部分焼 ぼや棟			林野焼損面積	ha
り災世帯数			世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし、可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス		物質名			
	4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等					
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ( )					
施設の概要		危険物施設 の区分				
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 ( 人)			
			重症 人 ( 人)			
			中等症 人 ( 人)			
			軽症 人 ( 人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 ( 署 )			台人
			消 防 団			台人
			消防防災ヘリコプター			台人
			海 上 保 安 庁			人
			自 衛 隊			人
		そ の 他			人	
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（人）	
	計 人	{ 重症 人（人） 中等症 人（人） 軽症 人（人）	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_（第 \_\_\_\_\_ 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟		
	119番通報件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）



第4号様式（その2）

（被害状況即報）

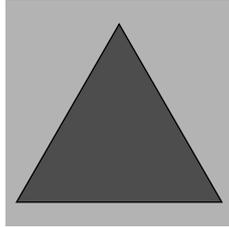
都道府県		区分		被害		区分		被害		災害の 対策 本状 部況	都道府県	市町村	
災害名 ・ 報告番号	災害名 報  (月日 時現在)	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円						災 害 の 対 策 本 状 部 況
			冠水	ha		農林水産業施設	千円						
報告者名		畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			災 害 の 対 策 本 状 部 況	市 町 村		
			冠水	ha		その他の公共施設	千円						
区分		被害		学校	箇所	小計	千円			災 害 の 対 策 本 状 部 況	市 町 村		
区分		被害		病院	箇所	公共施設被害市町村数	団体						
人的被害	死者	人		橋りょう	箇所	農産被害	千円			災 害 の 対 策 本 状 部 況	市 町 村		
		うち災害関連死者	人		河川	箇所	林産被害	千円					
人的被害	行方不明者	人		港湾	箇所	畜産被害	千円			災 害 の 対 策 本 状 部 況	市 町 村		
		負傷者	重傷	人		砂防	箇所	水産被害	千円				
人的被害	負傷者	軽傷	人		清掃施設	箇所	商工被害	千円		災 害 の 対 策 本 状 部 況	市 町 村		
		棟		崖くずれ	箇所								
住家被害	全壊	世帯		鉄道不通	箇所	その他	千円			災 害 の 対 策 本 状 部 況	市 町 村		
		人		被害船舶	隻								
住家被害	半壊	世帯		水道	戸	被害総額	千円			災 害 の 概 況	市 町 村		
		人		電話	回線								
住家被害	一部破損	世帯		電気	戸					災 害 の 概 況	市 町 村		
		人		ガス	戸								
住家被害	床上浸水	棟		ブロック塀等	箇所					災 害 の 概 況	市 町 村		
		世帯											
住家被害	床下浸水	棟		り	災世帯数	世帯				災 害 の 概 況	市 町 村		
		世帯		罹	災者数	人							
非住家	公共建物	棟		火災発生	建物	件				災 害 の 概 況	市 町 村		
		棟		危険物	件								
非住家	その他	棟		その他	件					災 害 の 概 況	市 町 村		
		棟											
119番通報件数		件		119番通報件数		件		119番通報件数		件		件	

※1 被害額は省略することができる。

※2 119番通報の件数は、10単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

# ○特殊標章及び身分証明書

## 1 特殊標章



(オレンジ色地に  
青の正三角形)

## 2 身分証明書

国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形

### 表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p>		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

### 裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:		
血液型/Blood type _____		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

## ○用 語 集

### 【あ行】

- あ ○安定ヨウ素剤：放射線障害予防剤の一種
- 安否情報：避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報〔法第94条第1項〕
- う ○受入地域：県域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域〔法第58条第3項〕
- え ○NBC攻撃：核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
- お ○応急公用負担：行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある〔法第113条〕。
- 応急措置：退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等〔法第112～第114条〕
- 応急の復旧：武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずること〔法第139条〕。

### 【か行】

- か ○化学剤：化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの（サリン、VX等）
- き ○危険物質等：引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質〔法第103条第1項〕
- 基本指針：武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針〔法第32条第1項〕
- 救援：避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置〔法第75条〕
- （救援）物資：救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）〔法第81条〕
- 救護班：医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの
- 緊急交通路：避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要なため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路〔法第155条第1項〕
- 緊急消防援助隊：大規模な地震や特殊災害など広域災害に応援部隊として、県を越えて活動できることを目的に編成され、隊員は全国の消防本部の中から登録されている〔消防組織法第24条の4第1項〕。
- 緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの〔武力攻撃事態対処法第25条〕
- 緊急対処事態対処方針：緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕
- 緊急対処保護措置：緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第172条第1項、武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号〕
- 緊急通行車両：緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの〔法第155条第1項〕
- 緊急通報：武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報〔法第99条〕
- 緊急物資：避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材〔法第79条第1項〕
- く ○国の対策本部：対処基本方針が定められたときに、対処措置の実施を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を長として設置するもので、正式には武力攻撃事態等対策本部という〔武

力攻撃事態対処法第10条第1項]。

- 国の対策本部長**：国の武力攻撃事態等対策本部の長。内閣総理大臣をもって充てる。正式には武力攻撃事態対策本部長〔武力攻撃事態対処法第11条第1項〕
- け ○**警戒区域**：市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域〔法第114条第1項、第2項〕
- 警報**：武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報〔法第44条〕
- ゲリラ**：軍事組織に属さない勢力
- 現地調整所**：武力攻撃による災害が発生した場合に、現場に到着した関係機関（市町村、県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等）の活動が円滑に実施できるよう、情報の共有や活動の調整を行い、現場における連携した対応が可能とするために、市町村（又は関係機関）が設置するもの
- こ ○**広域応援体制**：都道府県又は市町村の区域を越えた相互の応援体制
- 広域緊急援助隊**：高度な救出救助能力を有し、大規模災害時に広域的に活動する警察の部隊
- 後方医療活動**：災害時において、現地の救護所や医療機関で対応しきれない重症患者などを、対応可能な後方の医療機関に搬送して行う医療活動。災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院などで実施される。
- 国際人道法**：武力紛争において、負傷したり病気になった兵士、捕虜、そして武器を持たない一般市民の人道的な取り扱いを定めたジュネーブ諸条約を中心とした様々な条約と慣習法の総称で、国際人道法という個別名称の条約は存在しない。
- 国民**：居住者、滞在者、通過者など、地域にいるすべての者を指す。
- 国民保護措置**：対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第2条第3項、武力攻撃事態対処法第22条第1号〕
- 国民保護等派遣**：防衛庁長官が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣〔自衛隊法第77条の4〕

## 【さ行】

- さ ○**災害時優先電話**：災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話
- し ○**自主防災組織**：住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織〔災害対策基本法第5条第2項〕
- 市町村国民保護協議会**：地方自治法第138条の4第3項に基づく執行機関の附属機関であり、市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、市町村国民保護計画を作成するための諮問機関〔法第39条〕
- 市町村国民保護計画**：県国民保護計画に基づき市町村長が作成する市町村の国民の保護に関する計画で、市町村は平成18年度中に作成することとされる〔法第35条〕。
- 指定行政機関**：内閣府及び各省庁など国の中央機関で政令で定めるものとされており、宮内庁を除くほぼ全ての省庁が指定されている〔事態対処法施行令第1条〕。
- 指定公共機関**：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。平成16年9月17日に160法人が指定された〔武力攻撃事態対処法第2条第6号〕。
- 指定地方行政機関**：指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法施行令第2条〕
- 指定地方公共機関**：都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの〔法第2条第2項〕

山梨県では、平成17年5月26日に次の12機関を指定し、同日付で告示した。

- （社）山梨県医師会、（社）山梨県看護協会、山梨県道路公社、
- （社）山梨県エルピーガス協会、吉田瓦斯（株）、

(社) 日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、(社) 山梨県バス協会、富士急行(株)、  
(社) 山梨県トラック協会、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士

- 指定地方公共機関国民保護業務計画：県国民保護計画に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画。平成18年度中を目途に県に報告することとされている〔法第36条〕。
  - 実費弁償：県が実施する救援の一環として、県の要請や指示に従って医療を行った医療関係者に対して、県の職務を執行するのに要する費用を償うこと、または償うために支払われる金銭〔法第159条第2項〕
  - 収用：国民保護法では、知事等による避難住民等の救援を目的とした物資の売渡しについて、まず所有者に要請することとされている（要請前置主義）。所有者が正当な理由無く同意しない場合には、国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得することができることを収用という〔法第81条第2項〕。収用を行う場合、知事等は公用令書を交付しなければならない〔法第83条第1項、施行令第13条〕。
  - 収容施設：被災者や避難住民を受入れるための施設（応急仮設住宅を含む。）〔法第75条第1項〕
  - ジュネーブ諸条約：
    - ① 1949年のジュネーブ諸条約（ジュネーブ4条約）  
武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした条約の総称。日本は1953年4月21日に加入
    - ② ジュネーブ諸条約追加議定書（1977年採択）  
武力紛争の形態が多様化・複雑化したことを踏まえ、文民の保護、戦闘の手段及び方法の規制等の点で、ジュネーブ諸条約をはじめとする従来の武力紛争に適用される国際人道法を発展・拡充したもの。国際的な武力紛争に適用される第1追加議定書と非国際的な武力紛争に適用される第2追加議定書がある。条約の承認については、国民保護法をはじめとする有事関連7法とともに国会に提出され、2004年6月14日に承認。同年8月31日に加入し、2005年2月28日に発効した。  
国民保護法では、この条約上の規定を踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置を行う者及びそのために使用される場所等を識別させるため、同議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付及び使用許可することを規定した〔法第158条〕。
  - 除染：人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。
- す ○水防管理者：水防法に定める水防管理の主体（市町村等）〔水防法第2条〕
- せ ○生活関連等施設：国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で政令で定めるもの〔法第102条第1項〕
- 生活関連物資等：国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕
  - 生物剤：生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの
- そ ○相互応援協定：災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定
- 損害補償：国民が国や地方公共団体からの要請を受けて、国民保護措置の実施に協力したことにより死亡、負傷等をした場合に、財産的損害と精神的損害等に対して補償すること〔法第160条第1項〕。
  - 損失補償：武力攻撃事態等において、国、地方公共団体が法律の規定に基づき収用その他の処分を行われたことで生じた財産上の損害に対して、通常生ずべき損失を補填するために金銭その他の財産的給付を行うこと〔法第159条第1項〕。

#### 【た行】

- た ○大規模集客施設：大規模小売店舗立地法で対象とする店舗のうち、店舗の面積が、10,000㎡を超える店舗、観光部から報告があった県内における集客施設
- 対処基本方針：武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針〔武力攻撃事態対処法第9条〕
- 対処措置：対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共

団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置〔武力攻撃事態対処法第2条第7号〕

- 退避**：目前の危機を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れること〔法第112条第1項〕。
- ダーティーボム**：爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾
- 弾道ミサイル**：ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル
- ち ○**治安出動**：一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第78条〕
- て ○**テロ**：暗殺などの暴力的な手段で、政治上の自分の主張をおし通そうとする主義。また、その行為  
武力攻撃事態対処法第25条第1項では、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態等で、国家として緊急に対処することが必要なものを緊急対処事態と定義しており、甚大な被害を生じさせる大規模テロ等で国が認定したものが該当する。
- と ○**道路管理者**：道路法に定める道路を管理する主体〔道路法第18条〕
- （道路の）利用指針等**：武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、道路等の利用に関する指針（特定の者の優先的な利用の確保）〔武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律〕
- 特殊標章**：ジュネーブ条約第1追加議定書第66条3に定める文民保護のための特殊標章〔法第158条第1項〕
- 特殊部隊**：特別に訓練された兵士により編成された部隊
- 特定物資**：救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの〔法第81条第1項〕
- 土地等の使用**：避難住民等のために収容施設の供与又は臨時の医療施設の開設を行う場合等に限って、知事は所有者等の同意を得て、土地等の使用することができる〔法第82条第1項〕。相手に正当な理由がないのに同意しないときには、同意なく使用することができる〔法第82条第2項〕。その場合には公用令書を交付する〔法第83条第1項〕。
- トリアージ**：一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること。

#### 【は行】

- ひ ○**非常通信協議会**：人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会〔電波法第74条の2〕
- 避難先地域**：国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）〔法第52条第2項第2号〕
- 避難施設**：知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設〔法第148条〕
- 避難実施要領**：避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの〔法第61条〕
- 避難住民等**：避難住民及び武力攻撃災害による被災者〔法第75条第1項〕
- 避難所**：避難先地域において、避難住民等を受け入れる避難施設
- 避難措置の指示**：国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示〔法第52条第1項〕
- 避難の指示**：避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示〔法第54条第1項〕
- 避難誘導**：避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと〔法第62条第1項〕。
- ふ ○**輻輳**：交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること。
- 武力攻撃**：我が国に対する外部からの武力攻撃〔武力攻撃事態対処法第2条第1号〕
- 武力攻撃事態**：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態〔武力攻撃事態対処法第2条第2号〕
- 武力攻撃予測事態**：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態〔武力攻撃事態対処法第2条第3号〕
- 武力攻撃事態等**：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態〔武力攻撃事態対処法第1条〕
- 武力攻撃災害**：武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射

性物質の放出その他の人的又は物的災害〔法第2条第4項〕

○**武力攻撃災害の復旧**：武力攻撃により被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復すること〔法第141条〕。

○**武力攻撃災害への対処に関する措置**：武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置〔法第97条第1項〕

○**武力攻撃事態対処法**：「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略

ほ ○**防衛出動**：武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第76条〕

○**防護服**：放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備

○**防災行政無線**：県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム

○**放送事業者**：放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2の放送事業者その他の放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。）の事業を行う者。国民保護法に規定された放送事業者の役割は、警報の放送、避難の指示の放送、緊急通報の3つに限定されている。山梨県では放送事業者の自主性、自立性を十分に配慮するという認識に立ち、県内民放3社（(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士）の承諾を得たうえで、平成17年5月26日付で指定地方公共機関に指定し、告示した。

なお、日本放送協会については、平成16年9月17日に武力攻撃事態対処法施行令第3条に規定された指定公共機関として指定されている。

○**保管命令**：救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令（隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止）〔法第81条第3項〕

#### 【や行】

よ ○**要避難地域**：国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域〔法第52条第2項〕

## 【別添】

### 避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）

#### 基本指針の記載（抜粋）

- 市（町村）は、関係機関（教育委員会など当該市（町村）の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（P32）
- 市（町村）は、当該市（町村）の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（P61）

#### ○ 避難実施要領について

市（町村）長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市（町村）の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

#### ○ 避難実施要領のパターン作成について

市（町村）において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を策定できるようになる点に主眼がある。

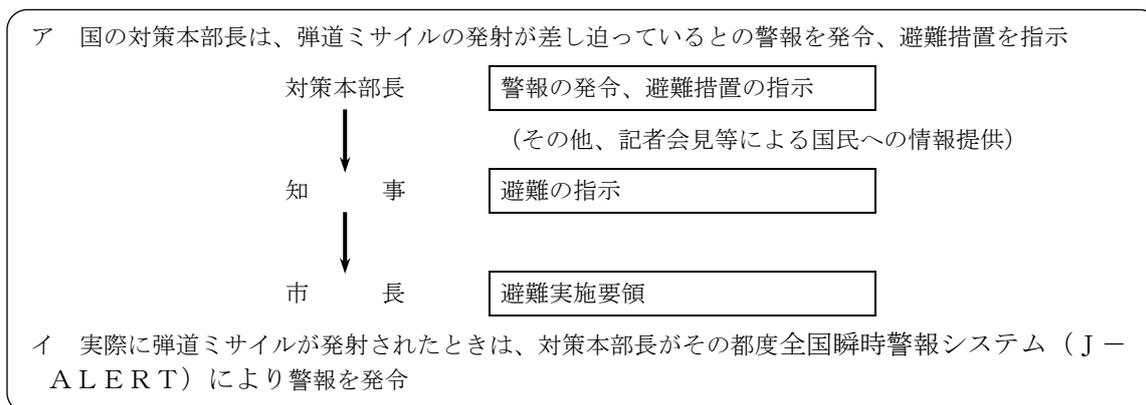
このため、平素から避難の指示を行う都道府県と、また避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市（町村）が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

## I 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することとなる。）
- ② 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

### 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ



- ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。  
このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

#### 避難実施要領（一例）

南アルプス市長  
○月○日○時現在

##### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「ノーマルシー・バイアス＝正常化の偏見」（P183参照）が存在する。）。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

##### 2 避難誘導の方法

- ・ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）が配備されているため、国において、各市町村の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となっている。

- ・ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人の人々のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気からできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・ 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨

- ・ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- ・ 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- ・ 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者名簿の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するよう協力を求めるといった方法も考えられる。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

## Ⅱ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。  
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生ずるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、市の他の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

### 避難に比較的余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般的には考えられる。

### 屋間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

### 【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の特徴】

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

## 1 比較的時間的な余裕がある場合

### 避難実施要領（一例）

南アルプス市長  
○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、南アルプス市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載）  
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

（※） 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

南アルプス市は、A・B・C地区住民約○○名を本日○時○分を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日○時○分以降、市有車両及び民間大型バスにより、南アルプス市立○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

（※） 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

（※） 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

（※） 原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いたうえで、自家用車を交通手段として示すことができる。

##### (2) 市の体制、職員派遣

###### ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

###### イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の南アルプス市立○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

###### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を市対策本部との間で行う。

###### エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員を含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

### (3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約〇〇名、A公民館、市保有車両×4 〇〇バス2台

(イ) B地区

約〇〇名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約△△名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日〇時〇分、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び△△号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

### (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、南アルプス警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、「避難支援プラン」を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、南アルプス市国際交流協会等に協力を依頼し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 新興住宅地域などにおいては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

### (5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

#### ウ 自力避難困難者の避難

市は、避難行動要支援者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

- a ○○病院の入院患者○名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
- b △△老人福祉施設入居者○○名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
- c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災担当部局（総務部）・福祉担当部局（保健福祉部）を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

#### (6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、○時○分までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」（P183参照）を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

#### (7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、新興住宅地等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

#### (8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員又は警察官に通報するよう促す。

#### (9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割  
別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県消防防災課及び県警察と調整して行う。  
イ バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。  
ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。  
エ 対策本部設置場所：南アルプス市役所〇〇  
オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、南アルプス市立〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、      県及び〇〇市（町村）の支援を受ける。

## 2 屋間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難

### 避難実施要領（一例）

南アルプス市長  
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇〇日〇時現在）。

2 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

- (※) グリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- (※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- (※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のグリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

### 3 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在  
 〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。  
 自力歩行困難者は、・・・  
 〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

- (※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。
- (※) 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

### 4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。  
 NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。  
 また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

- (※) DMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

### 5 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。  
 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。  
 誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

## 3 市中心部における化学剤を用いた攻撃の場合

### 避難実施要領（一例）

南アルプス市長  
 ○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の南アルプス市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇3丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。  
 知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

## 2 避難誘導の方法

### (1) 避難誘導の全般的方針

南アルプス市は、要避難地域の住民約〇〇〇名について、特に爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

### (2) 市における体制、職員派遣

#### ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

#### イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

#### ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合っ活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

### (3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 市担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、市担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、南アルプス警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 市担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 市担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

### (4) 避難所の開設等

ア 〇〇公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

### (5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：南アルプス市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

### Ⅲ 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島外へ避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、当該運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる港湾へ運送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

## IV 避難誘導における留意点

### 1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 大都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

### 2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じたときなどは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また、現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の策定や修正作業に反映させることが必要となる。

### 3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、上記の「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

### 4 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適切と考える。
  - ① 防災担当部局（総務部）・福祉関係部局（保健福祉部）を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
  - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
  - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
  - ④ 一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等） 等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、\_\_\_\_次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、)自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、「南アルプス市個人情報保護条例」中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局（保健福祉部）と防災関係部局（総務部）とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）より

- しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば、消防職員・相貌団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。
- こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、
  - ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
  - ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
  - ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援者等関係者その他の者に提供できること
  - ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えい防止のため、必要な措置を講ずること
 などが定められたことを受け、  
 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）が「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）に全面的に改訂され、本取組指針を活用し、適切に対応する必要がある。
- 避難行動要支援者名簿の作成等

## 5 安全かつ一定程度の規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）。
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## 6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

## 7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要となっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間市街地において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。  
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。2005年4月25日に発生した尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

## 8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
  - 各市町村においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点か

らも有効である。

- 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

## ○避難実施要領のイメージ

### 避難実施要領（案）

山梨県南アルプス市長

○月○日○時現在

#### 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

本市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 本市A1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

##### 【避難経路及び避難手段】

##### ○ 避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合：本市A1地区の住民は、市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

・・・・以下略・・・・

- (2) 本市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

#### 2 避難住民の誘導の実施方法

##### (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、次に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・食料等支援要員 等

##### (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

##### (3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、福祉関係者との連携の下、自主防災組織や自治会などに対し、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

#### 3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は、次のとおりとする。

市対策本部 担当 △山○男

T E L 055—282—××51（内線 ××××）

F A X 055—282—××52

・・・・以下略・・・・

## ○避難実施要領のパターン

以下に、避難実施要領のパターン（一例）を示す。

避 難 実 施 要 領	
南アルプス市長 月 日 時 分現在	
屋 内 避 難	
<b>1 県からの避難の指示の内容</b>	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
<b>2-1 事態の状況</b>	
発生時期	令和 年 月 日
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天気：___ 気温：___℃ 風向：___ 風速：___ m/s
<b>2-2 避難住民の誘導の概要</b>	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
<b>2-3 関係機関の措置等</b>	
措置の概要	
連絡調整先	
<b>3 事態の特性で留意すべき事項</b>	
<b>4 住民の行動（基本事項）</b>	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
・屋内にいる場合	
ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。	
防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
・屋内にいない場合	
できる限り近隣の堅牢な建物、地下等に避難する。	
<b>5 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話： F A X：

避難実施要領

南アルプス市長  
月 日 時 分現在

市域内避難及び市域外避難

1 県からの避難の指示の内容

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天気：___ 気温：___℃ 風向：___ 風速：___m/s

2-2 避難誘導の概要

要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	自衛隊： 警察： 消防： 事業者：
連絡調整先	県対策本部： 現地調整所：

3 事態の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	
地域の特性	
時期による特性	

4 避難者数（単位：人）							
地区名	櫛形	白根	甲西	若草	八田	芦安	合計
避難者数（計）							
うち避難行動要支援者数							
うち外国人等の数							
5 避難施設							
5-1 避難施設							
避難先地域							
避難施設名							
所在地							
収容可能人数（人）							
連絡先（電話等）							
連絡担当者							
その他の留意事項等							
5-2 一時集合場所							
一時集合場所名							
所在地							
連絡先（電話等）							
連絡担当者							
その他の留意事項等							
6 避難手段							
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）						
輸送手段の詳細	種類（車種等）						
	台数						
	輸送可能人数						
	連絡先						
輸送力の配分の考え方							
その他輸送手段	避難行動要支援者						
	その他（入院患者等）						
7 避難経路							
交通規制	実施者の確認						
	規制に当たる人数						
	規制場所						
警備体制	実施者の確認						
	警備に当たる人数						
	警備場所						

8 避難誘導方法							
8-1 避難（輸送）方法							
地区		櫛形	白根	甲西	若草	八田	芦安
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位						
	輸送手段						
	避難先						
	集合時間						
	その他(誘導責任者等)						
避難施設への避難方法	誘導の実施単位						
	輸送手段						
	避難経路						
	避難先						
	避難完了予定日時						
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位						
	避難行動要支援者への支援事項						
	輸送手段						
	避難経路						
	避難先						
	避難完了予定日時						
8-2 職員の配置方法							
配置場所							
人数							
現地調整所							
8-3 残留者の確認方法							
確認者							
時期							
場所							
方法							
措置							
終了予定日時							
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法							
食事時期							
食事場所							
提供する食事の種類							
実施担当部署							
8-5 追加情報の伝達方法							
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等							

<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>	
自宅から避難する場合の留意事項	
<b>【基本事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難する。</li> <li>・避難中の爆発に備え、できる限りヘルメット、長袖、長ズボンを着用し避難する。</li> <li>・避難時は、金銭、貴重品、身分証明書、最小限の着替えや日用品、非常用持出品を携行するものとする。</li> </ul>	
<b>【事態の特性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯人グループが確保されていないため、十分注意し避難する。</li> </ul>	
<b>【時期の特性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候の状況により、衣類の選別、団扇、タオル、水分補給等に留意する。</li> </ul>	
一時集合場所での対応	
<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>	
（心得・安全確保・服装等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は沈着冷静に毅然たる態度を保つこと</li> <li>・防災活動服や腕章により、誘導員であることの立場や役割を明確にしその活動に理解を求めること</li> <li>・混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼び掛けること</li> </ul>	
<b>11 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達</li> <li>・広報車、消防車両、警察車両、拡声器の活用</li> <li>・伝達先としてあらかじめ指定している自治会長、自主防災会長等にFAX等により送付</li> </ul>
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による
職員間の連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地を行動する職員には、グループ単位で簡易無線を携行する</li> <li>・携帯電話の番号については、別添電話番号表による</li> </ul>
<b>12 緊急時の連絡先</b>	
南アルプス市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： FAX：

---

---

南アルプス市国民保護計画

平成19年3月発行

令和3年12月改正

南アルプス市 総務部 防災危機管理課

☎ 055-282-1111

FAX 055-282-1112

---

---